

日本議会議録第一卷（平成三年二月）抜刷

IV 日露戦争期の議會

——第一六回帝國議會—第二一回帝國議會——

明治三四 (一九〇二) 年	六月 二日	第一次桂内閣成立
	一二月一〇日	第一六回通常議會開会 (三五年三月一〇日閉会)
明治三五 (一九〇二) 年	八月一〇日	第七回衆議院議員総選挙
	一二月 九日	第一七回通常議會開会
	一二月二八日	衆議院解散
明治三六 (一九〇三) 年	三月 一日	第八回衆議院議員総選挙
	五月二二日	第一八回特別議會開会 (同年六月五日閉会)
	一二月一〇日	第一九回通常議會開会
	一二月二一日	衆議院解散
明治三七 (一九〇四) 年	三月 一日	第九回衆議院議員総選挙
	三月二〇日	第二〇回臨時議會開会 (同年三月三〇日閉会)
	一二月三〇日	第二一回通常議會開会 (三八年二月二八日閉会)

一 第一次桂内閣の成立

(1) 第四次伊藤内閣から第一次桂内閣へ

明治三四年四月五日の閣議での渡辺国武蔵相の三五年度非募債・事業中止発言によって閣内が紛糾したため、五月二日、伊藤博文首相は内閣不統一の責任を負って辞表を提出し、渡辺蔵相を除く諸相も辞表を提出した。即日、枢密院議長西園寺公望が首相代理に任ぜられ、明治天皇は西園寺に渡辺蔵相説得を命じて翌三日に辞表を提出させ（宮内庁『明治天皇紀』第一〇巻 五七頁）、第四次伊藤内閣は倒壊した。しかも伊藤内閣が、衆議院に過半数を占める政友会を背景にしながらか七か月余の短命政権に終わったことについて、当時の新聞は伊藤首相の「閣僚を統一し訓戒するの威厳と能力の」（『万朝報』明治三四年五月五日 社説）なきによるものと指摘している。

五月一〇日、天皇は伊藤首相の辞任を聴許し、西園寺に臨時首相兼任を命じたが、この間政友会では原敬らの伊藤留任工作が継続しており、それが実現しない場合には西園寺内閣を擁立することが確認されている。しかし、五月一五日の西郷従道邸での元老会議では、元老一同が井上馨を後継首相に推し、翌一六日、元老山県有朋の上奏によって井上に組閣の本命が降った。だが、井上の組閣構想は桂太郎に陸相を断わられ、渋沢栄一にも蔵相就任を辞退されて完全に行き詰まり、五月二三日には組閣の本命を辞している。

そこで山県は、五月二六日の西郷邸での元老会議で一代若い桂太郎を推し、天皇は山県の上奏で桂に組閣を命じた。桂はすでに組閣への意欲をもっていたが、元老たちの意向を確かめるため天皇に対して、いまいちど伊

藤博文を再任させることを求め、自ら伊藤の説得を買って出ている。しかし、五月二六・二七日と大磯の滄浪閣に伊藤を訪れた桂は、「伊藤にスツカリ肺肝を見透され」、「自分の組閣構想まで話してしまう」(山本四郎『初期政友会の研究』一六七頁)。五月三〇日、伊藤は参内して、明治天皇に再任を辞退して桂が首相になることを請い、そこで明治天皇は桂を招聘して再び組閣の本命を降し、桂もこれを承諾した。結局、後継首相をめぐる二転三転を繰り返して一か月も空位が続いたが、ここに「元勲内閣」ではない、「第二流」といわれる新しい世代が登場してきたのであった。

(2) 桂内閣の構成員

明治三四年六月二日、第一次桂内閣の親任式が宮中の御座所で開催された。内相の内海忠勝、蔵相の曾祢荒助(前会計検査院長)、法相の清浦奎吾、農商務相の平田東助、逓相の芳川顕正らは山県系の官僚であり(『日本』明治三四年六月三日)、文相に東京帝国大学総長の菊池大麓が就任しているが、これは伊東巳代治の推薦によるものである。外相には、留任を拒否した加藤高明に代わって小村寿太郎を登用したが、小村は義和団事件についての北京講和会議に全権大使として出席していたので、帰国までは曾祢蔵相が臨時外相を兼任した。陸相には児玉源太郎、海相には山本権兵衛を留任させている。なかでも「伊藤侯と進退を共にする決心」の山本海相の留任には桂首相も苦慮し、「外交政策に関しては勿論の事なるも、内政及陸軍等一般政務に關しても重要な事に就ては必ず先ず貴下に相談を遂ぐる」約束で留任を取りつけている(海軍省編『山本権兵衛』二二二―二二七頁)。

桂太郎は、弘化四(一八四七)年一月二八日、長門国萩城下平安古町ひやなごに、「禄百二十五石を食」む桂与一右衛門と喜代子の長男として生まれる。元治元(一八六四)年の春、馬関で足軽隊二番小隊の小隊長となったのが、



外遊する桂太郎が西園寺侯に別辞を述べる

維新変革への最初の参加であった。戊辰戦争では「奥羽鎮撫総督に従ひ奥州に発向す」る。戊辰戦争ののち、明治二年九月、欧州留学の希望のため「従来の経歴を捨て、改めて一書生として」横浜太田村語学所に入学する。翌三年五月、同語学所が大阪兵学寮に移るや「病氣」と偽って退学し、「賞典禄二百五十石を藩に納め」て学資をつくり、八月二十九日、私費留学生としてドイツに留学する。桂は当初、「仏国に留学せん予定」であったが、ヨーロッパで普仏戦争が起こり、その視察のために政府より派遣された大山巖・品川弥二郎に同行してイギリスに着いたが、ここで「仏国ハ非常ノ騒擾にして留学する能ハざる」と聞いて、留学先を「普漏士即ち独逸」に変える。ベルリンでは予備陸軍少将パリースの家に同居して、二年半ほど軍事を研究したが、「到底学費に乏きを免れず」、六年一〇月、帰国の途についている。

帰国後の桂は、七年一月に陸軍歩兵大尉に任ぜられ、

三一年に陸軍大将に昇任するまで順風満帆に長州閥の軍事官僚としての道を歩んでいる。一七年の欧州視察の船上で、時の近衛歩兵連隊長川上操六大佐に、「子ハ軍事を担当せよ、我（桂）ハ軍事行政を担当せん」と語っているように、山県有朋のもとでプロシヤ流の軍政改革を推進し、軍政官僚としての栄達を遂げた（福地源一郎自筆稿本「桂太郎自伝」徳富猪一郎「公爵桂太」）。世間では、桂の人心収攬術の上手さから「サーベルをさげた幫間」とか、のちには相手を口説くときにニコニコ笑って、肩をポンとたく癖から「ニコポン」というあだ名をつけている。

第一次桂内閣の特色は、従来の内閣と違って閣内に一人の元老も入れない少壮官僚のみによって構成されているところにある。年齢のうえでは、桂は五四歳で首相になったのだから、山県の五二歳、伊藤の四四歳に比べて、とても「少壮」とはいえない。しかし、内閣の各相の年齢構成をみても、四〇代から五〇代の前半であり、その前職も陸・海軍の中将か貴族院議員クラスで、一人として元老が参加していない。内閣制度の成立以来、憲政党内閣でさえ維新の元勳大隈重信を首相とし、板垣退助を内相として、西郷従道を海相としているのだから、まさしく桂内閣は「元老を除きたる内閣の嚆矢」である。

だが、山県系の官僚を主体とした桂内閣は、奥の院に山県がいるところから「（前掲徳富「公爵桂太郎」九八八頁）綴帳内閣」とか「（同上）小山県内閣」ともいわれた。「新内閣の参謀長」は農商務相の平田東助ということだが、年後の三六年一月七日、内閣改造に伴って閣外に去っている。また議会政策のうえで桂内閣は、貴族院での研究会・茶話会など山県系官僚と、衆議院で一三議席の帝国党のみを支持母胎とし、過半数を制する政友会を向うに回して出発しなければならなかった。

(3) 桂内閣の財政・外交政策

成立直後の桂内閣は次のような政策を掲げた(前掲徳富「公爵桂太郎伝」乾巻、九五―九九六頁)。

- 一 財政上の基礎を強固にし、商工業の発達を謀る事。
- 一 海軍は八万噸を限度とし之を拡張する事。
- 一 独力極東の大局を担当するのは困難なるを以て、機会を見て欧州の一国と或種の協約を締結するに注意する事。

一 韓国は我が保護国たるの目的を達する事。

しかし桂内閣の当面の課題は、前内閣の崩壊の原因となった財政問題を処理することであった。当時の状況は「三十四年度に於て、公債支弁事業に属する経費不足額は、七千万円に上れり。九百万円は伊藤内閣の決定したる如く事業繰延をなし、六百万円は台湾銀行借入金返済を見合せ、合計一千五百万円を控除し、尚ほ当年度に於て五千五百万円(前掲徳富「公爵桂太郎伝」乾巻、一〇〇三頁)が不足するといふありさまであつた。しかし国内の経済状態では公債の募集は困難であり、桂はこれを外債によつて解決しようとしたのである。

しかもその重要な外債交渉を桂は、玄洋社の杉山茂丸に任せている。桂は、杉山に外債募集の可能性を探るための渡米を依頼したが、「正式の権限を帯びざりしか故に」ニューヨークの資本家たちに、必要条件を提示するまでは至らなかつた。そこで三四年八月、桂は駐米公使高平小五郎をニューヨークに派遣して資本家と会見させ、公債五八〇〇万円の発行について交渉した。モルガン、ロックフェラーらの資本家がシンジケートを組織して応

じることになったので、再度杉山を派遣したが、モルガン系のUSスチール会社の大ストライキなどで募債は失敗した(前掲徳富「公爵桂太郎伝」乾 卷一〇〇四頁一〇〇六頁)。また杉山は、ニューヨークに外遊中の伊藤博文に、アメリカの資本家への「一言」を依頼して、断われたとも語っている(一又正雄「杉山」 茂丸「一〇五頁」)。

外債募集に失敗した桂は閣僚を集めて、「此上は辞職の外、復た他の施すべき道なき」と語ったが、閣員の協力で経費節減・事業繰延べを行った結果、「三千七百万円の不足を補ふに、四千万円を得」た(前掲徳富「公爵桂太郎伝」乾 卷一〇〇九頁一〇一〇頁)。このような財政整理に対して経済界では、「財界の前途を思ふ時は今日の苦痛は他日の良薬」(山本達雄先生伝 達雄「二」 六六頁)といった日本銀行総裁山本達雄の発言もみられた。

この間対外的には、ロシアの満州占領にどう対処するかが、この内閣の大きな課題となってきた。前年の義和団事件に乗じて満州を占領したロシアは、事件が収拾されても、容易に撤兵しようとしなかった。日本側では、ロシアの満州占領が続けば、その影響は朝鮮に及び、日本がねらっている朝鮮の支配がより困難になるという危機感が広がっていた。

桂は内閣の方針として、「欧州の一国と或種の協約を締結すること」を掲げているが、ここではまだ明確に日英同盟を想定していたわけではなかった。桂内閣の成立直後、伊藤博文はアメリカのエルル大学創立一〇〇年記念式典に招待を受けたが、井上馨らのすすめもあり、この機会にさらにロシアに渡り、日露協商の交渉にあたることを意図した。この段階では、桂首相もこの伊藤の構想を支持しており、八月二八日には井上馨にあてて、

「朝鮮の始末を以て第一とし、既に得たる清国福建省の不割譲問題を確実ならしむる為めには、将来直接魯(ロシア)と和するか、戦て和するか、英と同盟して而して魯に談判を開くか、何れにしても朝鮮外一件の始末を

付くる悉皆基因するものにて、我れに利あるの策を取るに外ならず」

と、述べている（春政会通函会「伊藤博文伝」下巻 五二七頁）。

伊藤は九月一八日横浜を出帆し、一〇月二日シアトルに上陸、一〇月二三日、エール大学一〇〇年祭に出席、以後、フランス・ドイツを経てロシアに向かったが、この伊藤の行動は、彼の意図とは逆に、日英同盟の締結を促進する結果となった。すでに前内閣末期に、ドイツ側から日独英三国同盟の構想が出されたが、英独関係が進展しないままに終わろうとしていた。しかし、伊藤のロシア行が明らかになるとイギリス側からは、日露の交渉が成立する前に、日英同盟を成立させようとする気運が生じた。そして、九月七日に義和団事件に関する最終議定書に調印して帰国し、九月二一日に外相に就任した小村寿太郎は、日英同盟の方向を積極的に推進していった。以後、伊藤博文の日露協商の交渉と、桂内閣の日英同盟の交渉とが競合する形で進められたが、第一六回議会が召集される一二月上旬には、政府が日露協商をあとまわしにして、日英同盟を優先させる方針を決定したところであった。

二 第一六回帝国議会と政友会

(1) 第一六回議会前夜

第一六回議会の開会時には、衆議院の三〇〇議席中政友会二五九、憲政本党七〇、三四俱樂部二六、帝国党一三、無所属三二であり、純粹な政府与党は帝国党のみである。まさしく桂としては、「中央突貫をなすの外無し」

という状況であった（『前掲福地「桂太郎自伝」』、『明治史料』七「四六頁」）。

政友会では、総務委員で実質上の指導者星亨が、明治三四年六月二一日、東京市の疑獄事件に憤った剣客伊庭想太郎の凶刃に倒れている。そのうえ、前述のように総裁の伊藤博文が外遊していた。ところがこの伊藤外遊は、伊東巳代治の言によると、桂が「一方に於て山県侯と謀り、又一方に於ては井上伯を使ひ、内外の事情を説いて伊侯の外遊を促したるは事実掩ふへからざるもの」であり、また外遊の資金も、「現内閣の周旋」で三井から二万円を借り入れている（伊東巳代治『蒙雨莊日記』、『明治三四年九月二二日』）という。とすれば、伊藤の外遊は、桂内閣にとって好都合と考えられたということになる。もともと尾崎行雄が「公が黙って出発したのは、留守中に桂内閣を倒せといふ意味だと解釈した」（『尾崎行雄「夢窓回顧」』、『録』上巻 三三三頁）というような見方も存在していた。

伊藤外遊中の政友会の指導体制は、総務委員長松田正久、院内総務尾崎行雄、幹事長原敬であるが、原はまだ議席をもたず、政府側との表立った交渉は松田・尾崎があたった。第一六回議会の召集に先立って、一二月三日に定期大会を開催し、「本会ハ現内閣ニ対シ何等ノ関係ヲ有セス」として、「財政整理、行政刷新」をうたった宣言を採択している。星亨時代の積極政策によって創立から第一期大会までに二万四九人と会員数を拡大してきた大政友会であるが、国庫補助による土木・勧業事業の増大のため地方歳出は三〇〇三三年で一・五倍、地方債に至っては二・六倍という地方財政の破綻に直面して、民力休養に路線転換せざるをえなくなった（『政友』一五号付録）。また、わざわざ桂内閣との関係を否定したのは、伊藤外遊問題を意識しての発言であろう。

憲政本党は政友会に次ぐ大勢力であるが、第一五回議会で脱党者を出して以来、党勢は不振であった。一二月五日の同党の大会では、「外は東亜の危機一髪の間迫り、内は官紀頹廢し、財政其道を誤る今に於て革新せずん

ば、夫れ帝国の前途を如何せん」とし、外交では「満州目下の変態」を「速に其の常態に復せしむべきこと」や、「朝鮮に於ける帝国」の「経営を全うすべきこと」、亜細亜局の創設などを決議している。また内政では、行政組織の改革、官紀の振蕩、地方政弊の刷新、公債の整理、「歳入は主として間税に取り、地租等」の軽減をあげている。しかし、同大会での党総理大隈重信の「内債も募集する能はず。外資も輸入する能はず」、「今日に在りては、唯だ断然儉約主義を執りて、根本より財政を整理するの外なし」という発言は、世間では憲政本党の桂内閣への接近と受け取られた（大津淳一郎「大日本憲政」史第五卷二二五頁）。

憲政本党から分裂した三四倶楽部は二六議席と少数勢力であるが、同党も一月二日に代議士総会を開き、次のような財政方針を決議した。三五年予算では、「一般経費の大削減を為し、新事業は急要なるもの、外は、之を許さざる事」、「軍艦水雷艇補充基金は補填を要せざる事」など、財政政策では政友会と同じ民力休養路線がとられている。

帝国党は、桂内閣結成の翌日、「現内閣は、我党と其主義方針を同するものと認む」という決議を発表した唯一の桂内閣与党であった。同党は、一月五日に党大会を開催し、桂内閣支持を確認して、「国権の振張」、「事業の施設経営」に「軽重緩急を計」り、地方党争の改善を唱えている（「政友」一六号）。

すでに議会開催の前夜で、政友会を別とすれば、明確に桂内閣との対決をうたった政党はなく、「第十六議会の趨勢は必ずしも桂内閣に不利ならざりき」（前掲大津「大日本憲政」史第五卷二一七頁）という状態に変化してきている。

(2) 第一六回議会と清国賠償金問題

第一六回議会は、明治三四年二月四日に召集され、一〇日に開院式を迎えた。この開院式の帰途、有名な田中正造の明治天皇への足尾鉾毒事件での直訴が行われている。そして一二日、政府は三五年度予算案を衆議院に提出し、同日、桂首相は衆議院で施政方針演説を行った。

桂は、外交では義和団事件後、「列国との交際を一層輯睦ならしめ」ること。財政では「公債問題」の失敗を「遺憾」とし、「事業の繰延べ得べきものは、緩急其宜しきに従ひまして勉て之を繰延、経費の節約すべきものは、つとめ之を節約すること。予算については、「各般政務の改善と相俟って財政と経済の状態を平順ならしめることに務め」と説いている。

続いて登壇した曾祢蔵相が提示した三五年予算案は、「歳入総額は二億七千八百三十五万円」、「歳出総額は二億七千五百七十五万円」であった。なかでも重要な問題は、約五〇〇万円の義和団事件に対する清国賠償金のうち、二五〇万円は個人の損害にあて、残額四七五〇万円を八掛けで大蔵省預金部に売却する計画である。その売却代三八〇〇万円は国庫の臨時収入とし、それに前議会で可決した増税収入二〇〇〇万円を加えて五八〇〇万円として、義和団事件費三八〇〇万円を償却し、残余金二〇〇〇万円を公債事業費に振替支弁するといふのであった。それによって大幅な行財政整理を回避し、新事業や官吏の増俸も行えるといふのである。

この政府の財政計画に対して政友会は、義和団賠償金を一般会計に繰り入れることに反対して政府と対決する姿勢を示した。曾祢蔵相に続いて演壇に立った尾崎行雄は、①清国賠償金の総額は決定しているが、列国の分配額は未定だと聞いている。未定の収入をもって予算案を編成するのはなぜか。②清国賠償金の償還期間は三九年である。この間に清国の国情からすれば事変が起こることは容易に想像できる。しかるに政府は、この長期かつ

不確実なる債券に信用をおく理由はなぜか。③清国債券の預金部買入価格を八掛けとしているが、自国の債券より高価に見積もるのはなぜか。④普通歳入に公債事業を移すという法律案が成立していないのに、その法律が成立しているかのように予算案を編成しているのはなぜか、と舌鋒鋭く質問した。これに対して曾祿蔵相はほとんどまともな答弁ができなかった。その後も質問が続出したが、予算案は付帯する法律案とともに予算委員会に付託された。

これに対して政友会は、一月一六日の議員総会において――

第一、清国償金は特別会計を設置する事。

第二、(災害準備・教育―引用者)基金補填を断行する事。

第三、国債証券買入銷却法を三五年度より全廃する事。

第四、行政改革、財政整理の趣旨に基き予算を査定し及其他の案件を議決する事。

と決定して、政府との対決姿勢を打ち出した(小林雄吾『立憲政友会』史第一卷一五五頁)。そして政友会は、一月一九日、「国債証券

買入銷却法廢止法律案」と「清国事件に関する償金特別会計法案」を衆議院に提出した。

政友会が反政府の方向に動き出したのをみた憲政本党は、逆に政府に接近し始めた。政府が「政友会と交渉を

開く事を聞くや否や、武富時敏走(原案一)て桂首相を訪問し「桂が政友会に譲歩する考えのないことを確認すると(原案一)

(敬日記『明治三四』)、一月一九日に代議士總會を開いている。

そこでは、「清国債券を預金部に移して財政計画を立てるのは已むを得ざるものと認む」と決議し、「呉造兵廠の拡張」、「台湾兵営庁舎建築費」や官吏の「増俸予算」などほとんど政府の財政方針を承認している(『政友』一六)。

ここに桂内閣と憲政本党との一時的な妥協が成立した。

③ 政友会の妥協

政府は、議院解散を主張する強硬派もあったが、桂首相は妥協の余地ありとして、明治三四年一二月一八日の臨時閣議で政友会との交渉を決定し、山本権兵衛海相より政友会院内総務の龍野周一郎を通して、尾崎行雄・松田正久に会談を申し入れた。尾崎は、曾祢荒助蔵相を協議の席から除くこと、官邸では嫌だから帝國ホテルにしたいという条件を出したが、「いくら桂公でも、まさかこんな勝手な申込みには応じまいと思っていたのに」、「こちらの指定どほりすると言ってきた」(前掲尾崎「尋常回顧録」上巻 三三八頁)と語っている。翌一九日の会談では、政府側に「譲歩すべき案」なく決裂し、二二日にも井上馨の仲介で政府と政友会との交渉をもったが、結局失敗に終わった。

しかし、政府と対決するという政友会幹部の姿勢に対して、党内では、政府との妥協を望む声がしだいに広がってきていた。翌三三日の政友会代議士総会において、「交渉破裂の顛末を松田より報告して此交渉一段落を告げたる旨を公示した」が、政府との交渉継続を望む意見が出され、記名投票でようやく幹部の行動が承認されたものの、その差は三票にすぎず、政友会内部が政府に対する「硬派」と「軟派」に、ほぼ二分されたことを示していた。したがってここで敗れた「軟派」もそのまま引き下らずに、次の行動に出ている。原敬の記すところによると――

「此夜（二三日―引用者）より所謂軟派即ち政府と再交渉を望む者四五十名浜の屋に会合して頻りに総務委員を攻撃し切かに政府と交渉を始めたなり、是れ田健治郎、井上角五郎の教唆に出づるものなり、但会合者中には

必ずしも政府に買収せられたるに非らざるも鉄道国有にて多少の口銭を得んと望む者及び地方問題にて予算の成立を切望する者多く雷同せし者なるが、井上は海軍製鋼所設立に関して海軍省と気脈を通じ居る者にて、田は伊東巳代治の教唆に出づるもの、如し」

という状況であった(前掲「原敬日記」明治三十四年二月三日)。このグループは、政友会内の実業家からなる「政友商工倶楽部」が中心で、料亭「浜の屋」に集まるところから「浜の屋組」と呼ばれている。彼らは政府の積極政策を歓迎する傾向があり、原が語っているように井上角五郎は「中国代議士会」を結成して海軍の呉製鋼所設立に強い関心を示し、また田健治郎は鉄道国有論で井上馨とも提携していた(前掲山本「初期政友会の研究」一九六頁)。

軟派はさらに攻撃に出て、翌二四日、政友会予算委員会の会合では、政府提出の新事業をほぼ原案どおりに可決し、さらに代議士会では予算委員会が否決した台湾兵営費までも復活を決議している。原は、「軟派と称する政府に気脈を通ずる者相謀りて其派の者を予算委員会に挙げて此結果を生ぜしめた」と語っている(前掲「原敬日記」明治三十四年二月四日)。そしてその結果、党内の主導権は「軟派」に握られた形となり、幹部たちも、「交渉決裂」から「交渉再開」へと転じ、「軟派」に屈伏した形となった。同日夜、松田・尾崎の両人が浜の屋に行き、政府との再交渉を伝えたところ「浜の屋組」は解散した。

政友会は、翌二五日に政府と再交渉を開き、「①政府は予算案を撤回し政友会は同時に清国償金特別会計法を撤回する事。②政府は清国償金国庫収入の確定せるものなる事を言明する事。③政府再提出の予算に於いては清国償金代価を七拾円に低減する事。④予算査定の大体に対しては政府之に同意する事(後略)。⑤政府は行財政の整理を執行するの實を挙ぐる事」という条件で妥協した。尾崎ら「硬派」はこの決定に憤慨し、こんなことでは将

来「党議」も守られないようになると抗議した。結局、総務委員会は「軟派」の中心人物として田健治郎・重野謙次郎・井上角五郎の除名を決議して硬派をなだめ、ようやく翌二六日の議員総会で交渉妥協の結果を報告し承認を得ることができたのである（前掲『原敬日記』明治三十四年二月二十六日）。結局「軟派」の方針によりながら、その首謀者を除名するという奇妙な結末となった。

この政友会内部の対立には桂の策謀が動いていた。桂はこの予算案は伊藤政友会内閣の不始末を処理するためのものであり、したがって政友会は「徳義としても」反対することはできないと考えていた。桂は政友会の反対を「不徳義」のものとし、「予は此れに於ては自衛の策に出づるの決心をなし、政友会内部に同会首領ら不徳義なると予算記載法の相違なるは有而政友会首領の意見の愚なるを説きたるに、会内有志の者廿五名、所謂浜野屋組の団を組織し、終に首領の意見を止むなく撤せしむるに至れり」（前掲福地『桂太郎自伝』「明」治史料二二二六頁）と語っている。それは原のいうように買収工作でもあった。第二次山県内閣時代、宮中より引き出した九八万円という莫大な機密費の大部分が桂内閣に渡り、政友会の買収に使われたと考えられる（前掲『原敬日記』明治三十四年二月四、六日）。

この桂の政友会切崩しに拍車をかけたのが、総裁伊藤博文の態度であった。伊藤はロシアから三十四年二月一日着の井上馨あて電報で、政府が日英同盟の交渉中であることを考慮して、「国家的重大の理由なくして内閣に反対するものには拙者は同情を表する能はざる」と打電している。一二月四日にこの電報をみせられた原は、井上に「現内閣を鞏固にし永続せしむべしとの趣旨」かと反論したら、井上は「然り」と返答している。また、一月一八日も貴族院議員の藤田四郎らを通して、フランスでは清国賠償金を担保にして内国債を発行していることや、ドイツでも清国賠償金を次年度編入しているという伊藤の電報が原のもとに伝わった。これらの電報が、

伊東巳代治から田健治郎に伝わり、「浜の屋組」の反乱に氣勢をそえたのである（升味準之輔『日本政党史論』第二卷、四〇八―四〇九頁）。

また「浜の屋組」の反乱を、たんに桂の買収工作の成功とだけみるのは皮相である。竹越与三郎は、三五年一月五日付の伊藤博文あての書簡で、「軟派と云ふは星の残党中の不潔分子」、「其多くは今年の総選挙にハ再選の六かしき連中にして、行きかけの駄賃に何事なりともせんと云ふ連中」。「鉄道国有論を執行すれば一挙にして百万円の貨賂を得べしなどと云ふ好餌につられて集りしもの」だと語っている（前掲山本『初期政友』、会の研究、二〇六頁）。しかし、星亨の積極政策の「遺産」は、このような地方利益を第一義的に主張するグループを会内に定着させ、政友会「硬派」の民力培養路線と対立していったのである。

(4) 桂内閣の混迷と日英同盟

結局、明治三四年二月二六日の衆議院で政府は、「明治三十五年度歳入歳出総予算案並明治三十五年度各特別会計歳入歳出予算案」を撤回し、政友会も「清国償金特別会計法案」の撤回を申し出た。このなれあいに対して、島田三郎は、「世間の流伝に拠りますと、或は帝国『ホテル』に議員の一部の団体と集会をせられ、それと私に相談を遂げられた結果、公けの議会で付せられたる議案を一言の断もなく撤回をせられると云ふのは、甚だ議場に於て許すべからざる不都合の手続である」と指弾している。また花井卓蔵も、審議を「僅に一日を余す」というところで、「予算の全部」を撤回するというのは、帝国議会開設以来はじめてだと政府を追及するが、政府はそれに答えることなく、二日後の二月二八日、衆議院で再提出した三十五年度予算案を通過させてしまったのである。

ここで予算審議は衆議院から貴族院に移るが、貴族院各派は「政友会が衆議院に跋扈」(前掲大津「大日本憲政」(史)第五卷一三四頁)するの
に反発して、衆議院の削除した費目を復活することに決定した。これを受けて貴族院の予算委員会は予算案を
修正し、翌三五年二月八日の貴族院本会議では、「瑣々たる金額のために」「衆議院と相争ふ」ことはないとする
末松謙澄や、郡長・判任官の俸給はそのままにして裁判官の俸給だけを復活するのはおかしいとし、先議権のあ
る衆議院に同意すべきで、もし予算が不成立になったらどうするのかという加藤弘之らの反対を押し切って、予
算案の修正を賛成多数で可決した。同日、貴族院の回付を受けた衆議院は、全会一致でこれを否決し、両院協議
会を開くことを貴族院に要求した。そして一二日の両院協議会では一一対八で衆議院案が是認され、一四日、三
五年度予算案は賛成一四七対反対四八で貴族院を通過した。

また桂内閣を揺るがした問題は、予算問題以外にも北清事変での分捕事件や取引所問題などがある。前者は三
五年一月二四日、三四倶楽部の竹内正志らが、衆議院に「軍人分捕に関する質問書」を提出した。同書は、①明
治三三・四年の北清事変に際し、帝国派遣の軍人中、往々分捕りをほしいままにした者があるのは明らかである。
②政府は事実を調査すべきである。③一月一八日夜、分捕事件につき陸軍大臣に密告したるものあると聞く、果
たして事実なりや、とするものであった。

ところが時事新報によると、一月二五日の「衆議院に於いては、清国事件の分捕り問題に関し、三四倶楽部よ
り竹内正志氏、憲政本党より大石正巳氏質問するはずなりしが、政府に於いては議會開会前、兎玉陸軍大將(マツ)より、
林田書記官長を通じて竹内氏に交渉し、該問題は政府に於いても十分調査を上げつつあれば、不日その結果を公
けにする考えなれば、何卒本日質問演説を見合わせてくれとの交渉あり」(明治三五年一月二六日)、結局、当日の質問演説は行

われていない。事件はその後、警察・憲兵・裁判所の調査により、山口素臣第五師団長以下一五名が家宅捜査され、馬蹄銀・銀塊・書類などを押収された。ところが逮捕された栗屋幹連隊長らは、軍法会議において「法律上これに該当する条項なきため」無罪となったが、行政上は「停職」を命じられた（『時事新報』明治三十五年二月九日一頁）。この問題以降、軍規の肅正が大きな問題となり、行政整理の先頭にあげられていた陸軍の立場を苦しいものにした。

次に取引所問題とは、政府は「外資の流入を誘導する」ためとして三十五年六月三日、勅令一五八号をもって取引所令を改正し、「株式会社組織の取引所は」資本金最低一〇万円以上なければ業務を行えないなど、六か条の改正を施行した。これに憤った中野武管全国取引所同盟連合会幹事らは、六月一日、平田東助農商務相を訪問し、「全国無数の取引所を死地に陥らしめ、従って輿論の大反対を見るに立ち到りたる」と抗議する。それに対して平田農商務相は、「既にいったん発布せしものを、今更中止、改正もしくは延期する事は何分にも致し難く」、「しかるべき方法を採る」と回答している（『時事新報』明治三十五年六月四日一頁）。その後この問題は大きく紛糾し、平田農商務相の辞職問題にまで発展している。

このように内政面での激しい動揺を繰り返してきた桂内閣が、外交面では日英同盟という成果を得た。すでに述べたように、この議会の開会時には、日英同盟と日露協商というふたつの交渉が競合する形になっていた。小村外相の就任以来、日英同盟交渉に力を入れ始めた桂内閣側は、伊藤のロシア入りを延期させようとしたが、伊藤はかまわずロシアに入り、一二月二日、ラムスドルフ外相と会談して交渉を始めた。そして一二月六日には桂首相にあてて、直接の対立相手であるロシアと協定を結ぶことが先決であり、日英同盟が結ばれてからでは、日露協商の可能性はなくなるとの意見を打電している。しかし、政府側はこの伊藤の意見を採用せず、一二月七日

の桂首相・小村外相を加えた元老会議で日本側の日英同盟修正案を決定し、翌明治三五年一月三〇日の調印にこぎつけたのであった。この間伊藤は、日露協商の可能性を強調しているが、同じ発想で行われた三六年後半の日露交渉が結局戦争に発展したことをみると、ここでも実現の可能性は少なかったとみるべきであろう。

また日英同盟直後の三五年四月八日には、満州還附に関する露清協約が調印され、一〇月八日、ロシアは満州からの第一期撤兵を開始している。この満州還附協約と日英同盟の成立は、極東情勢に一時的な緊張緩和をもたらし、対露強硬政策を唱えた国民同盟会も解散している。

そして日英同盟が、「桂内閣の手でできたのだから、『次官内閣』などといはれてゐた桂内閣が、急に重きを加へたのは事実であつた」(前掲尾崎「憲法回顧録」上巻三四一―三四二頁)。また桂は、日英同盟の成功で「閣員全部」を授爵させ、「国家の栄典で私恩を売」って、「新たに官僚派を作つ」ていったのである(前田蓮山「歴代内閣物語」上巻二四二頁)。

三 第七回総選挙と第一七回議會

(1) 第七回総選挙の結果

桂内閣は、明治三五年八月一〇日をもって、第七回総選挙を実施することを決定した。この選挙議員の任期満了を理由とするものとしては、帝國議會開設以来最初であり、また三三年三月二八日、山県内閣のもとで改正された選挙法による最初の選挙でもあった。「旧法」は「一郡もしくは数郡を画して一選挙区」とし、「一区毎に一人もしくは二人」を選出して、二人区では「連記投票」を許したが、改正法では「独立市区の外一府県を挙げて

「選挙区」とし、「選挙人は無記名投票を以って一人を選ぶの制」がとられた（『東京日日新聞』明、治三五年八月一〇日）。つまり、ひとつの府県は独立した市の選挙区とその他の郡部の選挙区に分けられることになった。市の定員は大都市以外は一人であったから、大多数の県では小選挙区の支部と大選挙区の郡部を組み合わす形となった。しかし郡部の比重が圧倒的であるため、この選挙法の原則は大選挙区制ととらえられている。また選挙人資格の直接国税は一五円から一〇円に下げられ、有権者数は四〇万一六一〇人から八六万八七七二人と二倍以上になり、議員定数も三〇〇人から三七六人に増加した、大選挙区無記名選挙というまったく新しい形式の選挙である。「独立市」も全国各市連合会の運動があつて、第一四回議会で成立した改正では四二であつた市の独立選挙区が、前議会での改正により、五三に増加している。

総選挙で政友会は、「明治元年に於て人民に課して居つた税は六千万円足らずであつた、国会の開かれる年迄に八千万円乃至九千万円を越えなかつた」。しかし「二十三年国会が開設せらるゝや、十二年の中に九千万円は臨時費を合して三億円に達した、実に二億円の増加である」という尾崎行雄の演説にみられるように、政府の増税政策を批判した（『政友』二二号）。

第七回総選挙は、内海忠勝内相が二府一六県の知事を更迭して、「厳正中立」を市町村の吏員にまで徹底させる異例の非干渉選挙となつた。結果、三七六議席中で立憲政友会一九一名、憲政本党九五名、壬寅会（無所属議員の一部）二八名、帝国党一七名、同志倶楽部（元三四倶楽部の一部）一三名、無所属三二名となつた。またしても政友会が圧勝したものの、市部では七五議席中準政友会を合わせて三五議席しか取れず、むしろ中立系実業議員が二五議席と健闘している（『政友』二四号）。

『日本』の三五年二月一三日付に、「実業家の政治欲勃興し来る」として――、

「此度政友会より脱会したる大倉喜八郎、中沢彦七、岩出惣兵衛、井上角五郎諸氏は今般全国各地に移檄して、来る総選挙に於ては全国各市より純然たる実業家七十余名の代議士を選出せしめ、以て実業家の一団体を組織して大に既成政友会の弊習を一洗せんとの決心なる由……」

という記事が載っており、これらの運動が一定の効果をあらわしている。帝国議会では、農村の地主勢力が後退して、都市のブルジョア・中間層の比重が増大していった。

また、いまひとつの第七回総選挙の特色は、圧倒的な新選議員の勝利である。全国比では六〇パーセント以上の新選議員が当選しており、第七回総選挙から参政権を得た北海道は当然として、奈良県、宮崎県では当選者の全員が新選議員である（『政友』二四号、二七頁）。新聞でも「明治年間に出生したる青年代議士」が「二十一名」になったと、新旧の交替を強調している（『報知新聞』明治三五年九月六日）。

(2) 海軍拡張と地租増徴継続問題

桂内閣は、すでに第一六回議会のなかで「行財政の整理」を公約しており、法制局長官奥田義人を委員長とする政務調査委員会が整理案を作成したが、各省の反対が強く、結局奥田は辞任し（後任一木喜徳郎）、「歳計二億五千万円中、僅々五十万円の節減」しかできないありさまとなった。しかも「日英同盟の精神を貫徹」するためにも「海軍拡張は死活問題」であった（前掲徳富「公爵桂太郎伝」（坤巻「三三」―二九頁））。

第三期海軍拡張は、ロシアとの戦争を想定して、「総額一億一千五百万円の中より将来の維持費を除き之を九千

九百八十六万円」としており、明治三六年度の軍艦建造費二六八万円（前掲『山本権兵衛』と海軍』三七九頁）は、明治「三十一年度に於て、年限付増徴を行ひたる地租を把て、無期延長し、以て一箇年一千万円を得て、之か経費に充てん」としたのである（前掲『徳富』公爵桂太』。郎伝』坤卷』二九頁）。

桂は、事前に欧米から帰国した政友会総裁伊藤博文を訪問し、「海軍拡張は当然実行せざるべからず。其財源に至りては、地租を継続し此の財源の範囲に於て実行すべし」と語ったのに対して、伊藤は「よからう」と答えた（前掲『福地』桂太』郎自伝』八頁）。しかし、この桂の回想には疑問があり、三五年七月の時点で、伊藤巳代治が竜居来三に伊藤の本心を探らしたところ、伊藤は「可否共に或る時期に達するまでは発表し難しと答弁に及び置きたる」と語っている（前掲『伊東』翠雨莊日記』明治三五年七月二二日）し、また九月一日には政友会総務原敬に対して、これらの問題については「未だ何人にも賛否を明言せしことなく、又政府よりも未だ何等の交渉なし」（前掲『原敬日記』明』治三五年九月一五日）と述べている。伊藤の曖昧な態度に対して、政友会内部では、地租増徴継続反対の意見が強く、一〇月二九日伊藤を訪れた原は、この方向での説得を試みている。すなわち原は、財政行政の整理を行えば地租増徴を続けなくても海軍拡張は可能になるとの案を示し、したがってまず整理の実行が先決であり、地租増徴継続にも、それを財源とする海軍拡張にも反対であるとの意見を述べた。伊藤も結局これに同意し、政友会の対議会策はこの方向で立てられることになった（前掲『原敬日記』明』治三五年一〇月二九日）。

さらにこの時期には、憲政本党も同じ方向に動いており、両党の提携という新しい問題も生まれていた。両党の間の斡旋を試みていたのは、前外相の加藤高明であり、政友会の伊藤総裁と憲政本党の大石正巳との間を往復し、一一月六日には、その結果を原敬にも報告している（前掲『原敬日記』明』治三五年十一月六日）。またこの問題で桂内閣が総辞職すれば、

伊藤が再び内閣を組織するという事態も予想された。一月二五日、西園寺公望は原敬に対して、「伊藤は此際政局に當るの決心をなしたるが如し」と伝えている(前掲「原敬日記」明治三五年二月二五日)。

この時すでに伊藤自身も動き出しており、その前日の二四日には、京都の無隣庵に山県有朋を訪れ、大演習より帰る桂首相を待ち受けて、地租問題について勧告することを提案したが、山県は政局への関与を断わり、ただ伊藤の意見を桂に伝えることだけを約束した(前掲「伊藤博文伝」下巻五七二頁)。

一方、九州での陸軍大演習終了の直後、盲腸炎にかかって倒れていた桂のもとにも、一月一〇日付で内海内相から、伊藤政友会総裁が地租増徴継続に反対しているとの手紙が届いていた(前掲「德富公爵桂太郎伝」三三三―三四頁)。桂はなお「半信半疑」(前掲「福地」(桂太)「即自伝」九頁)であったというが、海路神戸に到着すると、山県の訪問を受け、海軍拡張の財源は地租以外に求めるべきだとの伊藤の意見を伝えた。この時桂は、山県の態度を「不得要領」と感じ、この時期になつての財政計画の変更は不可能と考えながら、一月二八日帰京、さっそく閣僚と協議すると、「皆奮然として」既定方針どおり進むことを主張したという(前掲「德富公爵桂太郎伝」三六―三七頁)。

一月一日、伊藤からの申込みによつて曾祚蔵相・山本海相・内海内相ら同席のもと伊藤・桂の会談が首相官邸で行われた。伊藤はこの席で、「政府の財政計画は國家經濟と併行せざるに付反対すること已むを得ず、就ては議會を解散して其意思を貫かんとの考も之あるべしと雖も是れ此際立憲的動作にあらず、又議員を買収するが如き卑劣なる手段を取るべからず正々堂々相争ふべしと告げ、海軍拡張に付ては其計画不可なるにあらず、乍ら其財源を地租に依るは不可なり、宜しく財政を整理し他の經費節減によりて之を遂行すべし」と主張したと語っている(前掲「原敬日記」明治三五年二月二日)。

一二月三日、桂は鳥居坂の伊藤邸を訪ねて、今回の対立は「所謂公事の齟齬にて、私交の上に於ては何等関することなきは、当然の事なり」と弁解した。しかし、ここで伊藤は桂に「語るとなく語らざるとなく、『今夜大隈伯に西園寺侯の邸にて会合の約あり』と」つぶやいたという。桂はこれを「多分政友会と憲政本党と共同して、政府に当たらんとするの決心を、予に諷したものと理解したが、同時にそれへの反発は「予をして決心をなさしめた」と述べている（前掲福地『桂太』一〇頁）。

ここでは前田蓮山も指摘しているように、「伊藤は自分が大隈と提携するようになったら、桂は戦わずして退陣するだろうと考えたにちがいない」（前掲前田『歴代内閣物』語上巻二五五頁）が、桂はそれほど軟弱ではなかった。桂は「予等内閣員は倍々決心をなし、殊に伊藤侯大隈伯の大政治家の連合党を、我輩少壮内閣か独力之に当るは実に快事なり」と語っていた（前掲福地『桂太』一〇頁）。「少壮内閣」といわれ続けてきたコンプレックスが、逆に桂の闘志に火をつけたのである。

③ 政友会と憲政本党との提携

政友会の地租継続反対の行動は、一〇月二十九日の原の伊藤訪問以降に具体化してくる。原敬の「日記」によると、十一月七日の政友会の総務委員会では、総務委員「何れも地租継続にも海軍拡張にも反対の意見」であり、林有造と松田正久の「兩人明朝大磯に伊藤を訪ふて総務委員の意向を述ぶる」ことになった。そして一〇日の総務委員会で林・松田の伊藤との会見報告があり、「地租及海軍拡張費に反対する旨を告げたるに伊藤別に異議を云わず聴取」った、とのことである。

また伊藤は一四日、原に会って「井上に内々にて面会」することを頼み、一八日に神奈川の高島嘉右衛門邸に

て伊藤・井上警会談を行っている。そこで伊藤は「目下の財政其当を得ざるに付、現在の財政計画を改革すべしとの主義は至極賛成同意見なれども」、「如何に之を改革すべきや」の調査を井上に頼んでいる。ここで伊藤は政權担当の意志をもって京都の山県を訪ねるが、先述のようにこの会見は失敗に終わった。

一方、一月二十九日、加藤高明は再度原を訪問し、「地租は反対なり、海軍拡張は絶対的の反対にならざるも此財政のまゝにては不可なり」という伊藤の意見を憲政本党の大石正巳に漏らしたところ、憲政本党でも「同一の決議をなさん」との約束が大石との間に成立したと語る。その夜、原は伊藤を訪問するが、伊藤のほうから衆議院の「副議長は此際進歩党（憲政本党）に譲る」という提案がなされている。

そして二月四日の憲政本党の大会が神田錦輝館において行われるが、その宣言書は――、
「帝国の財政は日清戦役後年々膨脹し、租税は数々増加せられ国民其負担に堪えず。故に我党は絶対に地租増徴の継続に反対す。而して理財其宜きを得、行政其道を誤ることなくば国防上必要の経費は之を支弁するの道あると信ず」

との宣言が採択されている（「政友」二七、二四頁）。

そしてそれは原も語るように同日政友会大会の決議と「殆んど同一」であつた。二月四日、政友会も本部で大会を開き、伊藤総裁は、海軍拡張は「地租の継続を以てせずして宜しく政費を節減して此緊要問題に應ずべし」という演説を行い（「政友」二七、三三頁）。政友会も――、

第一 政府が実行したりと称する行政及財政の整理は不十分と認む。

第二 政府の財政計画は（略）十分なる財政整理を待つて之に着手せんことを望む。

第三 海軍拡張は之を是認すると雖も他の政費を節約して其財源に充て且つ正貨流出の激変を来さざる限りに於て之を遂行せんことを望む。

第四 地租の増徴は既定の期限後に継続するの必要を認めず。

第五 行政膨脹の虞ある議案は之を提出又は賛成せざるを期す。

の五点を「第十七議会に対する方針要綱」として決議した(前掲小林「立憲政友会」史「第一卷」一七四頁)。政友会と憲政本党の見解が「同一」なのは当然で、大隈重信は憲政本党の大会で、「私は伊藤侯と加藤の家で会談を試みた」と、大会前日三日の伊藤・大隈会談を暴露している。当時の読売新聞は、一四年の「大衝突」以来の「伊隈連合」は「国家の政治局面に新紀元を開かうとするもの」であり、「国家の幸福である」とまで評価するが(大隈侯八十五年史会編「大隈侯」八十五年史「第二卷」三七九頁)、「伊隈連合」の前途はそれほど明るいものではなかった。

原は四日、伊藤から「将来進歩党（憲政本党）と直接交渉を要することも多、あるに付、先方大石正巳と相談することを」委託される。そして翌五日、加藤高明邸にて原・大石会談が開かれた。しかしここでは「此際両党の連合若くは提携と云ふこと難しとするも或問題に付一致の歩調を取るの必要より起り此会合をなしたり」という程度の認識であった。また、「衆議院副議長を進歩党に譲るの意志は伊藤総裁にありて政友会各団体の意向を尋ねたるも一致せず」という状態であった。

しかし、一二月五日は第一七回議会の召集の前日であり、桂内閣はこの「伊隈連合」を向うに回して議会を開会しなければならなかった。

(4) 第一七回議会の攻防

明治三十五年二月六日、第一七回議会在が召集される。衆議院の議員構成は、政友会一九一、憲政本党九三、帝国党一七、壬寅会二八、同志俱樂部一三、無所属三四議席であつた。衆議院は同日に選挙を行つて正副議長を選出したが、結局、議長に片岡健吉、副議長に元田肇と、ともに政友会から選任されている。議会在が開かれるや政府は三六年度予算案とこれに関連する諸法案を提出し、一三日、桂首相は議会在に臨んで、「帝国当然の利権を護持するために海軍力を充実する」「経画を定めまして本議会在に提出致しました」とし、その「財源」として地租の増徴を継続するという施政方針演説を行つた。

続いて曾祚蔵相が、三六年度予算案の説明に立ち、「歳入合計二億五千三百三十万円余」、「歳出合計二億四千三百二十三万円余」で「千六万円余」の歳出有余が出るが、この有余は「追加予算の財源に充」てる。そして――、「曩まぎに明治二十九年より同く三十八年度に渉る継続事業と致しまして海軍の拡張を計りましたが、政府は時局の形勢に顧みまして将来に於ける帝国の勢力を維持しますために更に海軍力を充実せしむる必要を認めましたに依つて、茲に艦艇の増加及之に伴ふ陸上の設備を今後十一箇年を期して完成する計画を定めました。之に要する臨時費凡そ一億万（一億）円及経常維持費並に補充費は地租を増徴して之に充つるの計画でございます」

と軍拡計画を提示した。これに対し当日、幾人かの質疑があつたが、これを原敬は「末社の新議員のくだらぬ質問」と評している（前掲「原敬日記」明治三十五年二月二日）。

いよいよ議会在での「対戦」は、翌一四日から衆議院予算委員会の場に移された。ここでは小会派の同志俱樂部

の金岡又左衛門が、まず「大ニ国民ノ意志ヲ容」れ、「節約的ノ財政行政整理」を断行する考えはないかと質問したところ、桂首相は「政府ハ此上経費ノ上ニ節減スベキ大ナル余地ハナイ」と突っぱねた。政府側は議論をしてもむだとの態度を示し、また政友会の長谷場純孝が、行財政整理は「国民ノ声」であり、「天下ノ輿論」であるが、政府は「唯無^(まじ)暗^(くら)ニ物ヲ膨張サセテ、外見上花ヲ咲カスガ如キハ、誰レモ望マナイコトデ」あると政府を糾弾すると、桂首相は答弁を拒絶した。さらに憲政本党の大石正巳は、政府は帝国が「無尺歳ノ財力ヲ有ツテ居ルカノ如キ態度カ見エル。(略)一面ニハ鉄道其他継続事業ト云フモノヲ行ヒ、其上ニ尚此事業ノ方面ニ新事業ノ計画ヲナシ」、「増税——地租増徴継続ヲ断行シテ」、「殆ンド日本ノ今日ノ経済財政ト云フモノヲ困難」に陥れていると攻撃したのに対して、桂首相は沈黙し、代わりに答えた曾祢藏相にいたっては、「尚ほ討論を望まば、我が私宅に來れ」(前掲大津『大日本憲政』、史第五卷、二七九頁)、と放言するありさまであった。

同日、政友会の議員総会では、「予算査定の方針」として――、

- 一、急施を要し、之を後年に譲ることを得ざるもの、外、新要求は之を削除^(さいじよ)すること。
- 一、従来支出し来りたる費目と雖も、過大に失すると認むるものは、之を削除、又は節減すること。
- と、再度「政費節減」を確認している(前掲大津『大日本憲政』、史第五卷、二八一頁)。

予算案について、地租増徴継続のための地租条例改正案が委員会に付託され、二七名の委員が選出されたが、政友会原・憲政本党大石の間では、政府側に買取・切崩しなどの策動の余地を与えないため、委員会でただちに否決し、議事日程を変更してすぐさま本会議に上程するという作戦がねられていた(前掲『原敬日記』明治三十五年二月二十六日)。

地租条例委員会は一二月一六日に実質審議に入ったが、作戦どおりに、二、三委員の発言のあと、さっそく討

論終結の動議が可決され、ついで法案そのものの可否が問われて、二七名中賛成三名という形で否決された。そしてただちに本会議に、議事日程変更の動議に基づいて上程され、委員長の大岡育造（政友会）が、委員会の経過報告のため登壇した。大岡は法案否決の理由として、「政府が財政整理の公約を履行せざることを。五箇年と云ふ期限を附して置きながら其約に背くこと。農民の負担の重き事情。それから此案は海軍拡張のために出たものであります。海軍拡張の費用は必しも地租に依らずとも政府が財政行政の整理を為せば、必ず「産出」できると述べている。そして、「憲兵を廃すとか、或は幼年学校を廃すとか」、陸軍・海軍の医学校を統合してはとまで提言する。

大岡の緊急動議で地租論議が開始されたのを知った政府はあわてて議会に臨み、桂首相が一言の弁明をしたが、すでに大勢は決していた。続いて登壇した大石正巳は、「問題は単に地租案でありますけれども、即ち是は政府の信任問題である」と、政府の責任を追及する。そして海軍拡張の問題を天下が不平とする地租増徴に関連せしめたということは「此国防の大切な問題を天下不平の中心点に変」せしめるものだと批難した。

これに対して山本海相が立って、「今三十五年の調査に依りますと云ふと、我帝国の地位は、先づ露西亞、英吉利、佛蘭西、独逸、伊太利、亞米利加、日本此七強国中の第四位にあり、「十二万余噸」の主力艦を有している。ところが「四十一年」には、イギリスは九九万トン、ロシア・アメリカは三〇万トン、フランスは二四万トン、イタリアは二〇万トンになり、日本は「第七位に下らんとするの形況」であると、軍拡の急務を説き、地租案への賛同を訴えた。

また、芳川通相も登壇して鉄道・電話敷設の緊急性を主張し、これには中村弥六が賛成演説をしているが、尾

崎行雄に「下手な魚釣は餌さへ多ければ魚が釣れるものと考えて居る。山本海軍大臣は国防充実と云ふ好問題を餌に捕まへて地租を釣ろうとし、芳川通信大臣は鉄道電話と云ふ餌を付けて地租を釣ろうとした。独り惜むのは内務大臣が河川其他の問題を捕まへて之を餌に加えなかつたのは甚だ残念で」とあると、痛烈に皮肉られている。ここで政府は、地租案の否決を避けるため、詔勅によって「十二月十六日ヨリ二十日迄五日間」帝国議会を停会とした。

(5) 調停工作の失敗と議会の解散

政友会は、翌二月一七日に議員総会を開き、その夜は紅葉館で懇親会を開催して、「意気頗る昂」まったが、原敬は「政府は買取策を施すこと疑いなし」と、政府の買取工作を警戒している(前掲「原敬日記」明治三十五年二月十七日)。憲政本党も、同日、議員総会を開いて、院内総理大石正巳の報告を承認している。

停会は、政府が議会との妥協の可能性を探ることを目的としているが、ここでまず調停に乗り出したのは貴族院議長近衛篤磨であった。一八日、近衛は桂首相を訪問して、辞職の意志がないことを確かめると、翌一九日に貴族院六派交渉委員会を召集して、調停についての承諾を得る。そして衆議院の片岡議長に会うが、片岡は「地租案を除外とすにあらざれば、衆議院にては到底妥協の意なし」と答え、同夜、片岡・尾崎・大石・原とも会見するが、大石は逆に「一院と政府との争議に関し他の一院が仲裁の労を取るは、成功の場合は兎も角、若し成功せざる場合」は「両院をして感情の衝突に終わらしむるの憂あり」と忠告し、結局、この会談も不成功に終わって、近衛の調停工作は失敗する(近衛篤磨「近衛篤磨日記」第五卷二四六―二五二頁)。

近衛は、調停に乗り出した理由を「今年総選挙を行ひ地方に多少の紛乱を来したる上に、又々引続き解散の結果総選挙ともなれば、地方を攪乱する」と語っている(前掲『近衛篤磨』日記二四七頁)。だが原は、「此妥協談は政府の筋より貴族院中政府に味方する二三の者より説かしめ夫より近衛自己の功名心に驅られて之を容れ、桂首相に会見し、政府も妥協を望むと云ふを聞きて片岡に説きたるなり」とし、貴族院内の山県派官僚の策謀と推測している(前掲『原敬日記』明治三五年二月一九日)。

近衛の調停が失敗すると、桂は衆議院の解停当日二日に再度七日間の停会を命じるとともに、台湾総督児玉源太郎を滄浪閣の伊藤博文のもとに送り、児玉は伊藤の斡旋で政友会・憲政本党の幹部との会談を申し入れた。二五日、桂首相・山本海相・曾祢藏相と政友会の松田・原、憲政本党の大石・犬養毅との会談が実現する。ここで政府側は「地租の市街宅地は五分、その他は三分に減じ、これが為に生じる不足額は、事業繰延及び政費節減を以て補填す」という妥協案を示した(前掲『伊藤博文伝』下巻五七五頁五七六頁)。原らは、「篤と協議の上にて速に返答すべし」と答えて首相官邸を辞したが、その日の政友会の議員総会では「一人の政府案に賛成する者」もなかった(前掲『原敬日記』明治三五年二月二日)。

二月二八日、議会在再会されると桂首相は、自らが壇場に立つて――

「抑々国防の充実と民力発展とは相俟つて離るべからざるものでございます。二者若し其一を欠きまするときは、世界の進運に後れ字内の大勢に背馳する結果を免れぬのでございます。(略)既定の経画を中止し国家必要の政務を弛廢してまでも海軍拡張の資源に充てんと致しまするのは、是れ直に開国進取の国是に反するものと信じます」

と訴えたが、もはや妥協の余地がなくなっていることは明らかであった。ついで憲政本党・武富時敏の反対演説、中立派・大橋新太郎の賛成演説の後、大岡育造の「討論終結の動議」が可決され、まさに地租増徴継続案の可否が問われようとしたとき、政府の奏請によって詔勅をもって「衆議院ノ解散」が命ぜられたのであった。

四 伊藤の妥協と第一八回帝国議会

(1) 第八回臨時総選挙―選挙協力と選挙干渉

明治三十五年二月二八日、議会が解散されるや政友会と憲政本党の総務委員は、議会の一室で総選挙に関する方針を討議し、「中央に於ける両党間、今日の態度は依然継続すること」、「総選挙に際し、各地方両党員は可_レ成平和を保」つことなどを決めている（前掲大津『大日本憲政』史_二第五卷_一三三四頁）。

そして二月三〇日、政友会本部はきたる三月の「臨時総選挙に関する訓示」を各支部に配付し、そのなかで「憲政本党に於ても現状維持を企望せるに依り本会亦此趣旨を諒し努めて選挙の競争を避ることを図るべし」と、憲政本党との協力の維持を説いている（『政友』_二八号_一付録）。また、憲政本党も翌三六年一月七日に早稲田の大隈邸で領袖会議を開き、大隈重信総理の名で各支部に、「立憲政友会は吾党と競争を避るの希望を有し吾党も亦其希望を同ふするを以て政友会支部と交渉し選挙の方法を協定す可し」と訓示している（『政友』_二三四頁_一）。政友会と憲政本党との協力選挙となった。

それだけに政府の態度は、前回の選挙とはうってかわったの干渉選挙となった。石川県では演説会が次々と停

止解散され、怒った聴衆によって警察官が水中に投げ込まれるという事件が起こっている。また札幌では、政友会員がにわかに脱会して政府の御用候補となり、参事官がその候補を応援している。そして山形県では、政府反対派の候補を県知事が北海道支庁長に任命することを条件に候補を辞退させている(前掲小林「立憲政友会」一〇〇頁)。

しかし、このような選挙干渉にもかかわらず、三月一日に行われた第八回総選挙では、政友会が一七五名、憲政本党が八五名、政友倶楽部が一三名、政府党の帝国党が一七名、無所属・小会派が五五名となった(衆議院事務局「総選挙」)。政友会・憲政本党ともに前回より議席を減らしているが、政友会は準政友会の政友倶楽部を入れると一八八名となり、いちおう、連合勢力の勝利といえる。しかも再選された議員が三七六名中二四三名と六四パーセント余になっている(前掲小林「立憲政友会」一〇〇頁)。

(2) 伊藤の妥協と政友会の内紛

こうした選挙の結果は、桂内閣側でも予想したところであった。そこで桂首相は伊藤個人との間で妥協の可能性を探ろうとしていた。したがって桂は伊藤博文への接近を始める。明治三六年一月二日、伊藤が葉山御用邸の皇太子に年始の帰り、同地に静養中の桂を訪ねた。桂は伊藤を大歓迎した。伊藤も懐旧談にふけて、「政友会総裁はまったく長州の俊介」になってしまい(前掲升味「日本政黨史」論第二卷四二八頁)、上機嫌で桂の別荘を「長雲閣」と名づけ、揮毫までして帰ったが、この伊藤の態度に安心した桂は、新たな妥協案をつくり出すこととした。

そしてまず曾祢藏相と財政計画を建て直して海軍拡張費には鉄道建設費をあて、鉄道建設費は公債によるという案を作成し、山県を通して了解を求め、そのうえで二月二二日、桂は大磯の伊藤邸を訪問した。ここで伊藤は、

「足下（桂）の進退を議すべき時に非ざるは勿論、縦合ひ足下にして退くとするも、自分か山県の外之を引受くる者なく、自分に至ては到底目的なく、山県も亦蓋し同様ならん。彼の大隈の如きは勿論之を託すべきに非ざるのみならず、又其人に非ず」と語り、桂内閣の継続を求めている。また、財政計画変更についても、桂は曾祚案で妥協可能の自信を得た（前掲「伊藤博文伝」下巻九九〇頁）。そして桂は、二月二二日、伊藤と山県の兩人を葉山の長雲閣に招待して、山本・曾祚・平田の三閣僚も同席して和解の宴を張った。

伊藤は桂との交渉を、政友会幹部にも告げないでいた。ところが原敬は、二月九日の時点で、桂の伊藤への接近を嗅ぎとっている。同日、大磯の伊藤を訪問した原は、「政府或は次の議会で地租案を提出せざる意向あるが如し。要するに、山県屢々伊藤を訪問し、伊藤の決心動かすべからざるを知り折衷案を考按せしものならんか」として、「伊藤、山県の往復は殆ど毎日の如し」と推測している（前掲「原敬日記」明、治三六年二月九日）。しかし、この件を原も政友会の党員には漏らさなかつたので、政友会の候補者も桂・伊藤の密約を知らずに選挙戦を戦っていた。

選挙戦での政友会の勝利後、ひとつの事件が起こる。四月一〇日、神戸の海軍の観艦式に議員の陪観が許され、二〇日に大阪で開かれる万国博覧会に招待されて、朝野の政治家が東京を留守にしているとき、政友会若手議員による党内「革新」運動が始まったのである。

四月一三日、立憲政友会有志総代と名のる小川平吉（長野県）と井上八重吉（神奈川県）の二代議士と院外一名の建議が党本部に送られ、同時に各新聞に発表された。建議は――、

- 一、役員は総て公選となす事。
- 一、総務委員の数を減じて三名となす事。

一、重要な問題は総て衆議を以て決定する事。

との三点を主張し、「陰謀密議盛んに行わるゝ」は「是れ実に専制の弊害なり」と伊藤の總裁専制を批判している（前掲小林「立憲政友会」史「第一卷」二二七頁）。そして翌一四日、大阪に集合の有志議員と称する檄文が新聞に掲載された。これを俗に「大阪一揆」と呼ぶが、原は、「大概余の推測せし如く、此革新派なるものは渡辺国武に關係したる信州派及び其中にても桂に買収され居る龍野周一郎等の一派、田村順之助・持田若佐等の栃木辺にある政府と款を通じ居る者の一派と森久保等の一派と全く無邪氣にて革新を唱え居る一派（略）より成立ち、必ずしも各派合同したるものにもあらず」とし、「兎に角大部分政府に買収されたる腐敗の者多し」と断言している（前掲「原敬日記」明治三六年四月一六日）。政友会は、四月一八日、「大阪一揆」の首謀者として板倉中・龍野周一郎・持田若佐・石塚重平の四名を除名した（前掲小林「立憲政友会史」第一卷）。

原の推測はほぼあたっており、「大阪一揆」を策謀したのは警視總監大浦兼武であった。ただ桂はそのことを知らず、四月一八日、台湾総督児玉源太郎が、京都大津屋の桂を訪ね、「伊藤侯は左の如く伝へり、否云ひ居れり、桂は政友会を紛擾せしめんとす。又渡辺国武を味方に取り反抗せんとす。如く此手段を取るに於ては妥協は到底六ヶ敷」という伊藤の伝言を伝えた。翌朝、桂は大阪志野多山の住友別荘に伊藤を訪ね、「予は警視總監に命じて政友会を紛擾せむと。此事は予命令したるにあらず」と必死に弁明する。そして、桂・伊藤の妥協を公表することを伊藤に迫っている。そして二四日にも桂は伊藤を訪問して妥協条件の公表を懇請し（前掲福地「桂太郎日記」一〇二頁）、ついに伊藤は翌二五日、総務委員会を開催して桂内閣との妥協を公表した。

③ 第一八回議会の開会

明治三十六年五月六日、第一八回議会の開会を前にして、政友会は議員協議会を開き、議長候補に片岡健吉、副議長候補に杉田定一を選出した(『政友』三三三頁)。そして幹部より、第一項「第十八議会に於ては、第十七議会に執りたる方針を以て進むこと」、第二項「政府提案の如何に依り、商量を要するときは、更に議定すること」とのふたつの決議案が提出された。しかし、桂内閣との非妥協派は、「第十七議会を解散したる政府の責任を問ふこと」という追加決議案を提出した。「此の追加決議案は、將に大多数を以て、可決せられんとす」ととき、「会長は俄に休息を命じ、休憩中、常務委員より各団体及び提出者に交渉する所あり」、再び再会するや第一項を可決し、第二項を削除して、追加決議案は後日に譲るということになった(『前掲大津』「大日本憲政」第五卷 五二九頁)。

翌七日の議員総会において伊藤総裁は、「私の考へでは政府に於いては地租に依らず、新税に依らずして海軍擴張を執行さる、やうにありたいと云ふことも段々商議を悉したのである、茲に於て稍政府も同意を表することに至って居る」という演説を行って、桂内閣との妥協を再度確認している(『政友』三三三頁)。

一方、憲政本党も五月七日に総会を開き、議長候補に河野広中、副議長候補に高田早苗を選出して、一〇日の臨時大会で次のような決議を行った。

「今や内外政務益々萎微紛乱、未だ曾て刷新整理の実を挙げず。我党は前期大会の宣言を遵由し鋭意之を實行せんことを期す。

目今の政海概ね責任を避け苟安を求め、憲政の精神殆ど鎖磨せんとす。我党は奮て之を發揮せんことを期す」

また一〇日の同党の園遊会で大隈総裁は、「伊藤侯は反覆熟慮して少しも謬たない」というが、もし政府との妥協が「地租を公債に代へると云ふ姑息の仕方」であるなら、「伊藤侯は昨年の主張を少しく下げたのではないか」と伊藤の変節を諷し、「政友会に属する所のもは、政友会の宣言に依つて選挙せられた所の代議士なれば、同一の主張同一の主義に依つて臨まれるであろう」と皮肉っている（『政友会』西頁三三三）。

三六年五月八日、第一八回特別議会が召集され、同日、衆議院で議長選挙が行われて、議長に片岡健吉、副議長に杉田定一が選出された。政府は、「地租条例中改正法案」を修正して、再度議題に上げている。一六日、衆議院では桂首相・曾祚蔵相が登壇するが、桂は前会議での演説を繰り返して、曾祚にいたってはほとんど予算案についてまともな説明をしていない。

これに対して交友倶楽部の大竹貫一は、まず地租条例について、昨年の議会に演説では「国防充実は、即ち地租の千分の三十三ならでは、到底他に適當なる所の財源が見出されぬ、と斯う断言されたのであります。然るに本年の此議事に於きましては、俄然千分の三十三とある三を減じまして百分の三即ち千分の三と云ふものを減らされたと云ふことはどういふ趣旨でございませうか」と質問し、曾祚蔵相は、「一部分は鉄道費から出し、一部分を電話の拡張費から出し、其あとの一部分は一般の行政費を減少しまして出す」と答えた。大竹は再度、「私は仄に聞きます所が公債支弁の案を政府に保持してあるやうに聞いたのであります」と、政府が隠している公債問題に触れると、曾祚蔵相は「公債案のことは何にも係ってございませぬ」としらを切り、「書面ですっかり出して下さい。明瞭に御答致します」と答弁を回避した。

続いて憲政本党の工藤行幹が「総理大臣は或日に貴族院の六団体とか云ふものを招かれて、是への御話には政

府は多分議会に地租案を提出するけれども、併し強ては可決しない。強て之を決定しようと思はない。政府は海軍拡張費さへやれば宜しい」と語ったというのは事実かと質問すると、桂首相は、「工藤君は新聞紙で御覧になつたらうと考へる。私は今日此席に於きまして、私が六団体の貴族院議員諸君と話しましたことを御答弁を致す限りでないと思へます」と、またも答弁を回避している。

(4) 伊藤総裁専制の崩壊

地租増徴継続法案は、特別委員会に付託されたが、五月一九日の第一回委員会で一、二の討論ののちに、たちまち三〇対四で同法案は否決されてしまった。しかしそれは桂内閣も予期したところであり、桂首相は予定の筋書に従つて伊藤総裁を介して政友会常務委員との交渉を開始した。五月二〇日、首相官邸において桂首相、山本海相、曾祢蔵相と政友会の松田、尾崎、原との会談がもたれた。その内容は、「鉄道財源に充てありし財源を海軍に流用し、鉄道は公債を募集して一部の欠損を補ふ計画にて、此計画を認むるときは政府は地租案其他関係の提案を撤回すべし」というものであった(前掲『原敬日記』(明) 治三六年五月二〇日)。そして松田らが、「其の条件の修正を促すや、桂は詳かに伊藤と交渉したる内容の頓末を語り、伊藤が該条件承認の確約を与へたる言質を示した。しかたなく松田らは本部に引き揚げ、伊藤に交渉の内容を報告した(前掲大津『大日本憲政史』(第五卷) 五三七―五三八頁)。

このときの桂の心境は、五月一九日付の桂の山県あて書簡がよく物語っている。

「目下地租条例之委員会審議之場合に至り居ながら、好意的に政府と審議之上、判然不_レ仕、此儘に押移候ときは、春來伊藤侯と政府との妥協之精神、竝に既に大阪表に於而、小生と約束相調ひ候歸京之後、種種好意的

に伊藤侯之取られ候行動も水泡に相成可^レ申候は必然之事と被^レ察候。元来議會は独立之行動を無し得るものと乍^レ申、其多数を以て議場を左右し得る政友会、其總裁伊藤侯爵と、政府と約束仕候条件を、其部下たる政友会に於而、總裁之意之在る処を顧みず行動致候は、所謂總裁独裁之精神は既に無に相成候^レ

と語っている(徳富蘇峰編述「公嶺山」(梟有朋伝)五三三頁)。桂は、一九日の時点で、「憲法之明示する最後之始末」^一議會解散を考えた。また桂の予言どおり、この妥協は伊藤の「總裁独裁」崩壊の決定的な第一歩となった。『原敬日記』によると、二一日午前九時からの政友会の協議委員会では、「伊藤總裁の意思を伝え並に妥協交渉の顛末を報告して其承認を求めたるも協議纏らず、遂に其纏らざる儘にて議員總會を開きたるに異議紛々として起り帰着する所なし^二」という有様であった。また妥協案に反対した尾崎行雄は脱会届を提出している(前掲「原敬日記」(明)治三六年五月二日)。

このように、伊藤の間の妥協案で政友会がまとまらないのをみた桂首相は、二一日、議會を三日間の停会とする処置をとった。しかし政友会では、伊藤が党に囚らずに桂ととりきめた妥協案^一密約への反発はおさまらず、二三日の協議会でも政府との再交渉を大多数で可決するが、伊藤總裁は議員總會に出席して、再度政府との交渉経過を説明し、「若し又諸君にして到底伊藤を首領に認める価値がないと認めらる、以上は其も宜しい、私は敢て諸君を強ゆるものではない」とまで語って、再交渉の意志のないことを示した(「政友」(四号)五頁)。その後、それでもなお、協議員や党内各団体の代表者らの多数は再交渉を要求したが、伊藤は再交渉は大政友会の面目にかかわるとし、また「既に昨夜に於て桂に再交渉をなさしめずとの書翰を送り置きたり」(前掲「原敬日記」(明)治三六年五月三日)と述べてついに党内を押し込んだのであった。そして二四日の政友会の議員總會で妥協案が承認され、午後桂首相を原・松田が官邸に訪ねて承諾の返答をした。

二六日、再開後の衆議院において曾祚蔵相は、「地租案を撤回致し」「同時に鉄道敷設法案並に事業公債法の改正案」を提出した。これに対して憲政本党の工藤行幹は、「海軍拡張の費用に付いて、昨年迄は政府は地租に依らずんばやるが出来ない」といつていたのだから、政府は「曩の議会に於て財政の計画は誤つたりと云ふことを自ら自認した」のかとただし、無所属の坂口仁一郎も同趣旨の質問をしている。この質問に政府がまともに答えないままで、同法案は特別委員会に付託された。

憤った憲政本党は、翌二七日、内閣弾劾の「上奏案」を衆議院に提出する。弾劾案は――、

「現内閣ハ第十七回議會ニ於テ海軍拡張ノ財源トシテ地租条例中改正法律案ヲ提出シ、固執牢持是レヨリ以外他ニ財源ナシト主張シ、之カ為聖裁ヲ煩ハシ奉リテ衆議院ノ解散ヲ行ヒ、今ヤ再ヒ同案ヲ提出スルニ及ヒテハ翻テ容易ニ之ヲ撤回シ、活然顧ル所ナク更ニ他ノ財源ニ由ラムトス。其ノ計画ノ浮汎ニシテ根底ナク、其ノ主張ノ放漫ニシテ定着ナキコト此ノ如シ」

とするものであり、内閣の責任を問うている。趣旨弁明に立った大養毅は、「妥協と云ふことは最早公然の秘密である。一個の政治家と内閣諸公とが、一席の私話を以て国事を取極められたと云ふことが、所謂妥協である」と伊藤・桂の密約を批判し、内閣の態度は、「天皇陛下を欺罔し奉り、下は衆議院―全国民を欺罔」するものだと糾弾した。これに対して、政友会の元田肇が反対演説、大石正巳が賛成演説、帝国党の原田越城が反対演説を行い、無記名投票の結果、二二八対一二三票で弾劾決議案は否決された。しかし、「政府は無記名投票を以て出し抜に可決する意思ならんかとの疑を起し」、山本海相はあわてて原を呼び出して内情を聞いており、弾劾決議案は十分に内閣を「危懼」させている（前掲『原敬日記』明）。

結局、五月三十一日、鉄道敷設法中改正法律案や事業公債条例中改正法律案は、憲政本党加藤政之助の「公債」反対・「政費節減」論、また同党尾形兵太郎の「三十四年の四月は銀行は続々破産を致しました。又個人も沢山倒産を致しました。斯の如き実業界の苦痛は」「政府の財政」政策にあるとする政府責任追及論など、異論続出するなかで衆議院本会議を通過し、ついで貴族院でも両法案を可決した。結局この「臨時議会は前議会と違ひ、妥協を基礎とせる議会なれば、万事協議の上進行し、海軍問題は成立し、其他の問題も進行した」のであるが、議会の閉会の数日前になってまた、桂内閣は「政友会の不徳義」(前掲福地「桂太」
「郎自伝」一四頁)ともいふべき問題に直面した。

まず五月二十九日、憲政本党高田早苗は緊急動議として「教科書審査に関する決議案」を提出し、帝国書籍の教科書疑獄に関連して菊池文相の責任を追及した。ついでまた同党の藤沢幾之輔は「取引所問題に関する決議案」を提出して平田農商務相の責任を追及し、政友会の議員の一部が賛成に回ったため、両相への弾劾決議案が可決されたのであった。しかし、桂は、これは「政党か政府の部分攻撃をなしたる」ものとして、「仮令、不信任案の決議を議会かなしたればとて、大臣は憲法上、議会に対し進退すべき者に非ざるのみならず」と超然主義的な発言をして、弾劾決議を無視している(前掲福地「桂太」
「郎自伝」一五頁)。

⑤ 桂内閣の辞職騒動と伊藤の枢密院入り

第一八回議会で桂・伊藤の密約に妥協は、政友会にも大きな打撃を与えた。尾崎行雄は当初から妥協に反対して政友会を去り、山口熊野や島田糺らは内閣弾劾決議に賛成して脱会し、片岡健吉・林有造らは「組織改革ノ説ヲ唱へ」て脱会している。政友会では、脱会者が一八名、除名者が七名という犠牲を払ったことになる(友二政

五号(一)。林ら旧自由党土佐派の脱会に、原は「土佐派の衰運に傾きたるを慨する事久しければ此際に挽回を計る(五頁)」の意もあらん、又多少は自惚ありて旧自由党の合同を夢想せし事もあらんかと思ふ」と語っている(前掲『原敬日記』明治二十六年六月日六)。原の予言は見事的中して、彼らは第一九回議会では同志倶楽部の名で行動し、議会後に自由党の再興を行って(前掲大津『大日本憲政史』第五卷 六一七、六一八頁)。

ところでこうした議会での政友会の動向をみた桂首相は、伊藤が元老でもあり、政友会総裁でもあることは、政府の立場を困難にする、と考えるようになった。そして桂は、対露関係が緊迫するなかで、この問題の解決を企てることになるのであった。

明治三六(一九〇三)年四月八日、ロシアは満州還附協約による第二次撤兵を履行せず、一八日、逆に北京のロシア代理公使は清国政府に新しい要求を突きつけた。このように極東の情勢が緊迫するなか、桂は四月二一日、伊藤・山県・小村らと京都の無隣庵で会合をもち、対露方針を決定していた。そして六月二三日の御前会議で、最終的な対露交渉案を決定する。

ところが翌二四日、桂は山県・伊藤と官邸で会合を行っている最中、突然辞意を表明したのである。二五日に全閣僚の辞表を預かり、七月一日、桂は参内して辞表を捧呈し、二日に明治天皇の許しを得て葉山の別邸に引きこもってしまった。

桂の言い分は、「(前)議会に於ては、妥協の結果、幸にして政府の目的は、大体貫徹するを得たりと雖も、其の終期に及びては、政友会は意外にも政府に対して、部分攻撃を加へ、政府を困難の地位に陥れ」た。「其の総裁は伊藤なり。今後伊藤か又、元老と党首との両刀遣ひたるへきは、必然なるか故に、内閣は万全に対露交渉の進

行を凶ること困難なるを免れず」。そこで「帝国一流の重臣を挙て、内閣の首班に置き、之をして顧慮するところなく、大事に当らしむへし」というのである。もちろん「帝国一流の重臣」とは、具体的には伊藤のことであった（前掲『徳富』「公爵桂太郎伝」坤巻）。（二二〇―二二八頁―三二頁）

桂は伊藤に政権を譲るような発言をしながら、一方で山県と謀って伊藤の枢密院議長就任を画策する。山県は、徳大寺実則侍従長や田中光顕宮内大臣らを説いて、伊藤の枢密院入りを上奏し、七月六日、天皇は伊藤に内命を下した。

驚いた伊藤が数日の猶予を求めると翌日には、伊藤のもとに詔書が届けられている。伊藤はこれを山県の策謀として憤慨したが、山県と会談の結果、山県・松方の両元老も枢密顧問官となることを条件として承諾し、一日、伊藤は政友会総裁を辞して枢密院議長に任命された（前掲『明治天皇紀』第一）。あわてた政友会は一四日の協議員会で、伊藤の推薦もあつて後任総裁に西園寺公望を決めている（前掲『伊藤博文伝』下）。さすがの原敬でさえ、これを「山県系内閣」の「驚くべき奸計」と語っている（前掲『原敬日記』明）。桂は留任を引き受けるとともに、七月十七日、清浦法相に農商務相を、曾祢蔵相に通信相を、児玉内相に文相を兼任させ、菊池文相と平田農商務相を辞任させるという内閣改造を行っている。

伊藤を政友会から切り離して政治的立場を強化した桂内閣は、八月から、ロシアとの交渉を開始することになった。日本側の要求は、ロシア軍を満州から撤退させるとともに、朝鮮における日本の優越した地位を認めさせようとするものであったが、ロシア側からすれば、日本にとって都合のよい要求ということになり、次の第一九回議会が召集されるころには、交渉は完全に行き詰っていた。

五 軍国議会への道

(1) 第一九回帝国議会と内閣弾劾奉答文

第一九回議会を前にしての政友会・憲政本党との連携は、まず明治三六年一〇月三十一日に逝去した片岡健吉衆議院議長の後任問題から始まった。当初、政友会は「鳩山和夫ならば之を譲る事を得るも河野広中にては困難なりと申送」^{〔前掲「原明治三六年」二月二三日〕}。そして二月五日に衆議院が召集され、憲政本党の河野広中が議長に当選したが、この議長が大問題を引き起こすことになった。

一二月一〇日、明治天皇の開院の勅語に対して、河野衆議院議長は次のような奉答文案を作成し本会議場で読み上げた。

「恭ク惟ニ車駕親臨シテ茲第十九回帝国議会開院ノ盛式ヲ挙テ、優渥ナル聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ堪ヘス。今ヤ国運ノ興隆洵ニ千載ノ一遇ナルニ方テ閣臣ノ施設之ニ伴ハス、内政ハ彌縫ヲ事トシ、外交ハ機宜ヲ失シ臣等ヲシテ憂慮措ク能ハサラシム、仰キ願クハ聖鑑ヲ垂レ給ハムコトヲ。臣等協賛ノ任ニ在リ、慎重審議以テ上陛下ノ聖旨ニ答ヘ、下国民ノ依託ニ酬ムコトヲ期ス。衆議院議長河野広中誠恐誠惶謹ニ奏ス」

河野は、わざと「御異議ございませぬから可決いたします」と念を押して、奉答文を可決したが、だれも「内政ハ彌縫ヲ事トシ、外交ハ機宜ヲ失シ」という内閣の弾劾文に気づかなかつたのである。

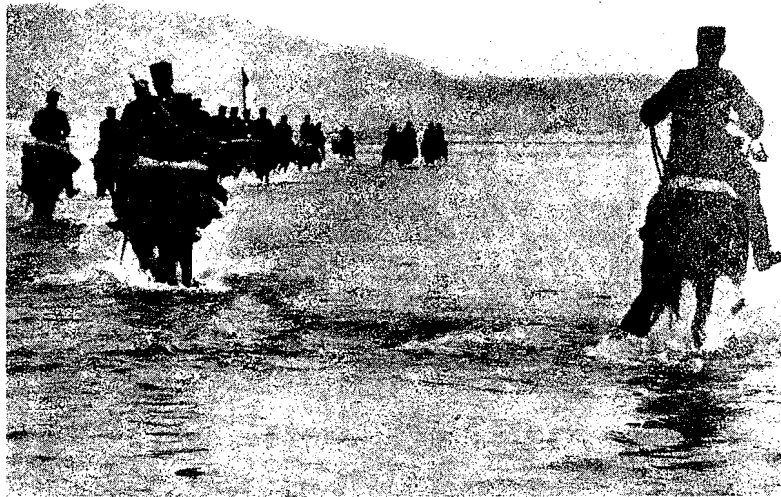
議長が散会を宣してから、議会は蜂の巣を突いたような大騒ぎになった。「政友会の元田肇、無所属の田口卯吉を先頭に、数十の首領株」が、林田亀太郎衆議院書記官長に詰め寄り、憲政本党の守屋此助が仲裁に入ると、議員の波は議長室に押し寄せ、河野議長を囲んで詰問を繰り返した。しかし、河野議長は、「自分は唯宜からうと信じたから、敢えて之を為したまでがある」と答えて、頑として譲らなかった(河野磐州伝編纂委員会「河野」野磐州伝下巻 六三二頁)。

この事件の黒幕は、交友倶楽部の秋山定輔である。秋山は、行き詰まった対露交渉に対して議会で「何かしなくてはならない」と考えて、同志研究会という小会派をつくっていた尾崎行雄に相談して、内閣弾劾の奉答文をつくることを計画したのである。秋山らの「主眼とする処は日露戦争である、所謂対外硬である」、「外交の軟弱を指摘し、内閣諸公に大いなる鞭撻を加え、大刺戟を与へ、機運を促進して、日露衝突の時機を早める」ことにあつた(桜田倶楽部編「秋山定輔伝」第三卷 二六五、二七四頁)。

河野議長は、この奉答文を天皇に上奏しようとしたが、ここで桂内閣は、翌一日、上奏前に間髪を入れずに詔勅を発して議会の解散を命じた。林田書記官長は、この「上奏文の効果、之を一言に尽せば、唯桂内閣をして一層強固にならしめた観がある。何となれば斯る容易ならぬ政敵が国内に存在することを発見した桂内閣は、勢ひ自ら戒飭し、内外の政治に慎重と敏活を加へた」と評している(前掲「河野磐州伝」下巻 六三八頁)。

(2) 日露開戦と各政党

明治三十七年二月五日、ロシアとの国交が断絶され、翌六日、連合艦隊が佐世保港を出発し、九日、旅順・仁川の海戦で戦果をあげると、一〇日に対露宣戦の詔が発せられて日露戦争が開始する。国内では三月一日に第九回



日露戦争、第一軍司令部雲愛河の渡河

臨時総選挙が実施されたが、国民の関心は戦争にあつて選挙どころではなかった。選挙の結果は、立憲政友会一三三名、憲政本党九〇名、帝国党一九名、甲辰俱樂部三九名、無名俱樂部二五名、自由党一八名、無所属五五名である。政友会の一三三名は、前回の一七五名から比べても大きな後退であり、第二〇・二一回議会は小会派の比重が増すことになった。

政友会は三月一六日に臨時大会を開き、原敬総務委員は、「今回の事件は実に国家未曾有のことでありまして、忠勇なる海陸軍々人は遠く海外に在って戦争に従事して居る次第であるから、国内に在る所の国民は協力一致して之が後援を為さなければならぬ」と挙国一致を説いている。西園寺公望総裁の演説も同趣旨であるが、「議会は挙国一致の実を挙げるを名として唯政府の言ふ所に盲従さえすれば夫れで宜いと云ふやうなことであつてはならぬ」といささか冷静である。そして

「現内閣は内外の諸政其当を失し、憲政の前途甚だ憂慮すべきものあり、是れ本会の屢々其責任を明かにせんと欲せし所なり、然れども今や宣戦の詔勅既に降り、国家未曾有の時局に際せり。本会は軍国の急須に顧み、従来の問題は姑く其時機に及で之を解決するに譲り、茲に交戦の目的を達するに必要な軍費は断然之が負担を辞せざる事を決議す」

という決議を行った(前掲小林「立憲政友会史」第二卷九〇―九七頁)。「交戦の目的を達するに必要な軍費は断然之が負担を辞せざる事」を決議してしまえば、政府のいかなる増税案も阻止できなくなる。

一方、同じ三月一六日に憲政本党も党大会を開き、「交戦の目的と外交の監視」として、「第一 帝国は露国の東洋に対する侵略を防制するを以て目的とす。故に帝国は固より自ら操守すべき範囲を越へざると同時に、絶対に露国将来の侵略を防制するに足るべき必要の措置を講ずる事」を決議している。そして、「財政の監督」として、「第一 戦費は公債を以て主とし、増税を以て之を補充する事」、「第二 増税は戦費に限るの主義を明にする事」、「第三 戦費を特別会計とする事」、「第四 政府をして財政行政の大整理を断行せしむる事」、「第五 臨時費及び地方費を節約する事」、「第六 増税の限度を定むる事」、「第七 濫費を戒むる事」、「第八 実業に関し積極的の方針を執る事」の八大方針を決定する。さすがに財政方針に関する限り大隈重信の率いる憲政本党のほうが具体的である。このほかには、帝国党はもちろん「挙国一致」を叫び、自由党は増税負担の「均衡」を説いている(『政友』四四号、二二―二四頁)。

(3) 第二〇回臨時議会と増税

第二〇回議会は総選挙後最初の議会であったが、特別会の手続によらず、臨時会として三月一日に召集された。衆議院では議長・副議長の選挙が行われ、議長には、松田正久が二二二点、鳩山和夫が一七七点と、予想外の僅差で松田が当選した。また副議長には、憲政本党の箕浦勝人が福地源一郎を抑えて当選した。前日から「議長は政友会、副議長は進歩党」と打ち合わせていたのに、議長が僅差で決まったのは、「進歩党（憲政本党）中の一派と中立無所属の一派が投票せしに因る、進歩党の内部一致せざるの實を證せり」と、原は語っている（『前掲日記』明治三七年三月一八日）。

三月二三日、桂首相は衆議院の壇上に立って、「帝国の地位を強固に致しますることは、帝国の国是とする所でございます。然るに露国の満州及韓国に於きまする施設行動は、實に国是と相容れざるものでございます。以て、政府は聖旨を奉じまして昨年七月以来露国と交渉を重ねました。然るに露国は誠意を以て我交渉を迎へざるのみならず、益々我国権を侵害するの行動に出で、憚る所がなかったのでございます。是に於て自衛上交渉を断絶致しまして、自由行動を取るの已むを得ざるに至りました」と、開戦の経過を報告した。続いて壇上に登った小村寿太郎外相は、義和団事件から日露の開戦までの経過を詳細に報告し、曾祢蔵相もまた、「戦時財政」への協賛を訴える。もちろん第二〇回議会の中心的な議題は、この戦時財政の問題である。

政府は、すでに明治三六年一〇月、日露交渉が切迫すると、軍備の拡充その他の補助金として、国庫予備金三七万円および剰余金一〇五万円を支出している。そして、一月二八日、勅令二九一号を發布して、財政上の緊急処分として、軍備補充用に要する経費支弁のため、国庫債券収入一億円、一時借入金三二二二万円、特別会計資金繰替二五〇〇万円を財源として、一億五六二二万円の特別支出を行っている。

そして政府は、三十七年度の臨時軍事費として三億八〇〇〇万円、臨時事件予備費として四〇〇〇万円を計上し、その財源を歳出剰余四七〇〇万円、増税等収入六八〇〇万円、特別会計資金繰替二五〇〇万円、公債・国庫債券および一時借入金二億八〇〇〇万円に求める計画を立てた。この臨時軍事費予算案とそれに関する非常特別税法案・煙草専売法案・臨時事件費支弁法案・臨時事件費特別会計法案を議会に提出したのである。非常特別税は、地租・営業税・所得税・酒税・砂糖消費税・醬油税・登録税・取引所税・狩猟免許税・鉦区税および各種輸入税を増徴し、塩・毛織物・絹布および石油に対して新たに消費税を課し、民事訴訟用印紙を増貼させて、六一三一万円の増収を図る予定であった。また煙草専売法でも、七〇六万円の増収を得る計画であった。

これらの法案を提出する前に政府は、三月一五日、政友会と憲政本党の領袖を首相官邸に招き、予算案の内容を示して意見を求めた。いわゆる「予算内示の濫觴」を行ったのである。そして三月二〇日、議院開院式の当日、再び政友会の原・松田と憲政本党の大石・箕浦らを首相官邸に招いて、夜七時から翌暁二時まで交渉を行っていた。しかし、ここでも両党は、「非常特別税法の有効期限は平和克服後一年とする事」をはじめ、地租は市街宅地・郡村宅地以外は「原案の増租率二分を一分八厘と為す事」、絹布・塩の消費税は否認、煙草専売法の修正などを主張して譲らなかった(前掲小林『立憲政友会史』第二卷、一一四頁)。さすがに桂は、翌二二日の山県あての書簡で、この交渉を「苦辛千万」と弱音を吐いている(前掲徳富『公爵桂太郎』伝、地巻、二二二頁)。

結局、非常特別税は、戦争終決後一年以内に廃止することを約し、宅地以外の地租の増加率を一分八厘に改め、絹布・塩の消費税を削るなど、二、三の修正を施して、三月二六日に衆議院を通過した。このため六一七円を減じて、増税収入額は六二二〇万円となった。確定した非常特別税と煙草専売の収入は、表1のようになり、増税

IV 日露戦争期の議会

表1 第1次増税等収入確定案

	金額 (千円)	%
地租	23,986	38.4
所得税	5,287	8.5
営業税	5,036	8.1
酒税	178	0.3
醬油	1,139	1.8
砂糖	8,212	13.2
釵業	79	0.2
引所	533	0.9
沖縄	5	0.0
関税	2,331	3.8
毛織物	2,139	3.4
石油	1,239	2.0
紙	3,621	5.8
煙草	8,466	13.6
合計	62,201	100.0

出典：藤田武夫『日本資本主義と財政』14頁。

が地租と大衆課税の消費税を中心に行われている。曾
 祿蔵相は、不足額の「六百万円」を「特別資金の繰替
 と並に政費の節約」で補填すると語っている。

しかし、日露戦争の軍事費の中心は公債である。政
 府は、三七年三月一日、国庫債券一億円を発行するが、
 これが日露戦時公債の最初である。募債成績はきわめ
 て良好で、応募額は四億五〇〇〇万円に達した。つい
 で第二〇回議会の協賛を得て、一時借入金・国庫債券
 の発行および公債の募集を認め、その額を二億八〇〇
 〇万円と定めた。これによって政府は、同年五月、英
 米両国において第一回六分利付英貨公債一〇〇〇万ポ
 ンドを募集し、続いて六月一〇日に第二回国庫債券一
 億円、一〇月三十一日に第三回国庫債券八〇〇〇万円を
 発行した。国庫債券は、第二・三回ともに三倍以上の
 応募があり大成功であったが、外債の募集は苦しかつ
 た。

政府は、日露開戦と同時に、日本銀行副総裁高橋是

清を財務官としてイギリス・アメリカに派遣した。ヨーロッパではロシアの四分利付公債が上昇しているのに対して、日本の四分利付公債は戦前の八〇ポンドから六〇ポンド近くにまで暴落し、募債交渉は難行した。外国の資本家は利率六分、関税担保という厳しい条件を出して、やっと日本の外債を引き受けた。このなかでアメリカの資本家シフが、不人気な日本外債の半分五〇〇ポンドを引き受けてくれたが、これはシフがアメリカのユダヤ人協会の会長で、ロシアの敗戦がロシアで虐待されているユダヤ人を「現状から救ひ出す唯一の途である」と確信したからだ、と、高橋は語っている（高橋是清「高橋是清目伝」六八三―六八四頁）。

結局戦時国債は、国庫債券が五回、六分利付英貨公債二回、四分半利付英貨公債二回および臨時事件公債などで、その起総債額は一四億七三六二万円に達し、そのうち内国債は六億七三〇六万円、外国債は八億五六万円である。日露戦争は、国内のインフレを促進するとともに、イギリス・アメリカの帝国主義国への金融的従属をいっそう強化していった。

(4) 官民懇話会と政策調査会

桂首相は、明治三十七年四月、第二〇回議会の閉会直後から政友会との接触を強め、四月九日、松田・原らと「議中並に今後の政局に関する内話」をした。しかし原は、ついで訪れた元老井上馨が「政党交渉員並に政府の人々を招き会食」をしようと提議すると、「目下は其時機にあらず」と断わっている（前掲「原敬日記」明治三十七年四月九日）。原としては、桂内閣を支援するのなら、憲政本党と一緒に閣僚と会合するというような形ではなく、政友会が政権に近づけるような方法をとりたいと考えていたに違いない。

たとえば政友会が四月一八日、戦時経済の調査を目的として、大岡育造を委員長とする生産調査委員会を設置すると、憲政本党も同様の調査会を設けているので、官民混同の調査会をつくらうという声があがった。しかし原は、六月二〇日、「加藤高明を訪ふて大石正巳が主張せしと云ふ官民混同の調査会を設くるの不可を談話」している。この調査会の案は、「大石の云ふ処によれば、大岡育造が大石を訪問せしとき大岡より政友会に調査あり、進歩党にも調査ありと云ふ事より官民混淆して調査会を設る事の協議をなせしものである。原は、「大石も或は進歩党を逆境より救はんとの内心より出たるものならんも知らず」として、警戒していた(前掲『原敬日記』明治三七年六月二〇、二三日)。

しかしともかくも六月二三日、首相官邸において官民懇話会が開催された。政友会からは原敬・松田正久・大岡育造ら七名が、憲政本党からは犬養毅・大石正巳ら四名が出席した。ほかに帝国党より二名、自由党より一名、無所属より三名の計一七名が出席した。清浦農商務相は、同会は「単に時局に関する各般の経営殊に清韓経営に各位の高見を叩かんとするに外ならず」、今後「一朝平和克復せんか、東亜に於ける列国の犄角きかくや極めて激甚なるものあらん。此の故に各種の調査及其の画策は当局に於て一日も忽にせずと雖も、事素より官民の共同に待つ所大なり」と挨拶している(前掲小林「立憲政友会史」(第二卷一三五―一三八頁))。ここで「大石之を賛成したる上に更に一步を進めて官民混同の調査を民立にて設け戦時戦後の経営を始め清韓経営又講和条件の如きも篤と協議して挙国一致の実を挙げん」と提案するが、すかさず原は「清浦君の趣旨は賛成なるも大石君の言ふが如き事柄は吾々には突然の問題に付熟考の上に賛否を表したし」と、大石提案に釘をさした。この帰路、原は西園寺を訪ねて事情を告げ、「懇親会位に止むる事に内談」している(前掲『原敬日記』明治三七年六月三日)。

翌二四日の政友会の総務会では、「大岡は頻りに官設調査会の設立を主張」するが、「長谷場、元田、杉田も又

余(原)も松田も、「官設調査会は其効なく且つ操縦の具たるに過ぎざる」と反対であった。結局二六日の桂首相との談合では、桂のほうから「当分懇話会に止め置きまし、調査会を設くるの可否は其上にての事に譲りたし」と申し出ている。以後、七月二六日、第二回の官民懇話会が首相官邸で開かれたが、「兎に角先頃招待されたる人々出席せしが何等纏りたる談話」なく、九月三〇日には第三回会合、一〇月一五日には帝国ホテルで第四回会合が開かれているが、政友会側は、「今回にて将来に継続せざる様に」希望し、結局官民懇話会はこの四回で終わっている。原は、官設調査会は政府側の政党「操縦の具」になるとして徹底的に反対し、官民懇話会も「無意味無益の集会」と批判して、政友会独自の道を模索していた(前掲『原敏日記』明治三十七年六月二四、二六、二七、二八、二九、三〇日、七月二六日、九月三〇日、一〇月一五日)。

政友会では八月中旬から九月下旬にかけて、対韓問題調査委員、第三百三十銀行問題調査委員、京釜鉄道問題調査委員、財産相続に関する調査委員など、続々と調査会がつけられている。また先に設置された生産調査会は、四月二〇日に第一回の会合がもたれ、四月二八日の第三回の会合では、「生産調査会調査項目」が決定される。「調査方針」として、「(一) 戦前ニ於ケル一般財界ノ事情」、「(二) 戦前ヨリ引続ケル生産不振ノ原因」、「(三) 戦前ニ因リ特発セル生産盛衰ノ原因」、「(四) 調査ノ方法」などが決められる。この後同調査会は三〇余回ももたれ、第二一回議会の直前につくられた臨時政務調査会にその事業を継続している。そして三八年四月八日に、正式に政務調査会が発足している(前掲小林立憲政友会史第二卷一四〇頁、一四三、一四八、一五七、二二九、三三二頁)。

⑤ 第二一回議会と政府

通常議会の開会が近づいてくると、十一月一日、政府は前議会から始めた方式に従って衆議院各派の領袖一

九名を首相官邸に招き、予算案を示して了解を求めた。政友会は、同月二六日に定期大会を開き、「必要の戦費は之が弁給を辞せず。唯財源の取捨賦斂の軽重は慎重審議」を宣言している。憲政本党も同日に大会を開き、「軍費の充実は国民の奮て任すべき所にして増税の已むべからざるは論を俟たずと雖も、煩苛なる誅求は生産の發達を害し国民耐久の力を減退して却て収入の目的を誤まるものなり」と決議した。

明治三七年一月二八日、第二一回議會は召集され、三〇日に開院式をあげた。一二月三日、政府提出の増税案・戦時財政計画が議題に上ると、桂首相・曾祢藏相が説明に立った。曾祢は、「臨時軍事費の追加額は陸海軍を合せて七億円になります。外に臨時公債の利子等に要しまする費額八千万円を加ふるときは、臨時事件のために要しまする予算の総額は、七億八千万円に達するの計算であります。」「今回の増税総額は、約八千二百万円程でございます、公債及一時借入金金の総額が五億六千万円になります。併ながら右の公債及一時借入金の中で、約一億二千万円と云ふものは、既に公債募集済となりまして」、「實際募集又は借入を要する額は約四億五千万円でございます」と、報告した。

桂首相はこの議會では政友会への接近を図り、同党と憲政本党との分離を画策している。一二月八日、桂は政友会の原との会見で政友会の支持を求め、「若し自分此職を退くことならば曾つて屢々云ふ如く西園寺を総理に推薦すべき決心なり」という重大な決意を漏らした。原もそれならば憲政本党と対立しても政府を助けることとするが、しばらくは同党を政友会に同調させておくほうが得策だとの意見を述べている。しかしともかくもこの会谈は、戦後の桂園時代の出発点となるものであった。翌九日、政府側は午後四時から深夜の一時半まで、首相官邸にて政友会・憲政本党の領袖との会合をもち、憲政本党の要求を入れて「地租の新増徴率は、市街宅地百分

表2 第2次増税等収入確定案

			金額 (千円)	%
地所		租	18,641	25.3
営	得	税	5,286	7.2
酒	業	税	5,809	7.8
砂		税	2,566	3.5
売	糖	消	2,400	3.3
鉦	菜	営	89	0.0
取		業	1,390	1.8
沖	引	所	433	0.6
関	縄	出	67	0.0
通		港	2,688	3.6
相		税	3,188	4.3
印		税	4,310	5.8
塩	紙	入	11,023	14.9
		売	16,240	21.9
合		計	74,130	100.0

出典：藤田武夫『日本資本主義と財政』18頁。

十二。郡村宅地百分の二。田畑以下は政友会案で「百分の一、二に止む」とした。その他も政友会案で検討されたが、「結局一千四百万の歳入不足を告げ、一千万円は政府責任を以て補填の道を講じ、残り四百万円は砂糖を始め各種の増税に加算して補填」した（前掲『原明治二十七年二月八、九日』）。

政府は、この結果に基づいて、増税案に修正を加えて議会で再提出した。議会でさらさら所得税率を改めたので、約五〇万円の収入減となり、一〇五〇万円の歳入欠損が生じた。そこで政府は、酒税を二〇〇万円増収し、行政費・陸海軍省経費を一五〇万円を減じたが、七〇〇万円の不足であった。これを理由に政府は、軍事献金一五〇〇万円、雑収入五〇万円の二科目を新たに設け、残り五〇〇万円を公債収入に求めた。このようにならずな予算も「拳国一致」で貴衆両院を通過し、また二億二〇〇〇万円募債の緊急勅令も、両院において事後承諾を得た。増税の内容は、表2にみられ

るが、第一次増税に比べて地租の比重が減少し、印刷収入・酒税・砂糖消費税などが増大している。

しかし、「挙国一致」の軍国議会といっても、政府側の失態が目についた。三四・五年度決算のなかでも、決算委員会において「不当と決議致しましたものが、四十六件」、「会計法違反であると云ふ件が、三十三件で」ある。なかでも大きな失策は、北海道上川兵営建築費の問題で、これは業者に「随意契約」で工事をやらせ、手抜き工事でしかも普通の二、三倍の工事費を支払ったというものである。本来なら内閣弾劾決議が上がるところであったが、時局を考えて両院で支出不当の議決に終わっている。

また、株式会社百三十銀行の破綻を救済するため、政府が六〇〇万円を緊急融資したのは不当だとする決議が衆議院で可決している。もし軍国議会でなかったとすれば、第二回帝国議会もまた政府が大いに窮地に陥っていたことは間違いないところであった。

この議会もどうにか乗り切り、桂内閣は三八年一月二日に総辞職するまで、四年七か月という戦前内閣では最長の政権を維持した。「第二流」とか「次官内閣」といわれた当初の予想に反して、桂が長期政権を実現できた原因はどこにあるのだろうか。日英同盟の成立や日露戦争の勝利という外交上の「成功」もあるだろう。しかし、議会での桂内閣は幾度となく総辞職の窮地に陥っており、そのつど政党への買取工作などの姑息な手段によって生き延びている。

また最大の野党政友会の元老―総裁などの弱点によって救われてきているともいえる。しかし、第一次桂内閣の基本的な性格は、山県系官僚の「超然主義」から政党を政治支配体制のなかに包摂した桂園時代との過渡期にあつて、最大限政党への接近に成功していったところに、その強さの秘密があつたと考える。

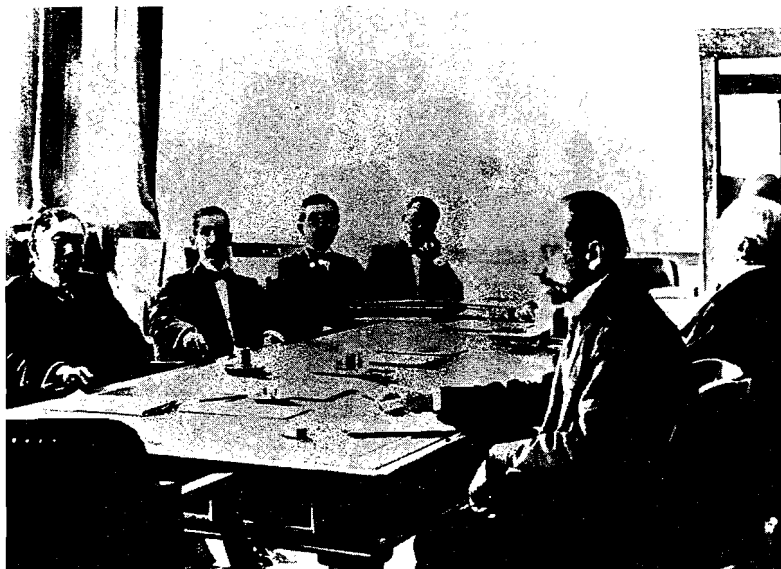
⑥ 原敬のヘゲモニーと政權授受交渉

一方、この時期は原敬が政友会における指導性^{ヘゲモニー}を確立していく過程でもあったが、それは桂の側の動きに呼応しながら、政治構造を転換させるような方向性をもつものであった。

まず原は、桂の後任に西園寺内閣を擁立することを、明治三十七年一月八日の桂との会談で決め、その内容を政府側では桂・曾祢・山本、政友会では西園寺・松田・原というごく狭い範囲の秘密事項ということにした。それは、実質的には、桂との交渉のルートを原が独占することであり、桂の推薦が西園寺内閣成立のかぎとなるというこの時期の状況のもとでは、このことは原の政友会における地位を決定的とするものであった。

第二一回議會終了（三十八年二月二十七日）直後、満州では日露戦争最大の陸戦・奉天会戦が戦われ、三月一〇日、日本軍は奉天を占領したが、ここで日本の戦争能力は限界に来ており、以後政府は講和を求めてアメリカに働きかけることになった。したがって講和は日本側にとって不満足のものとなることが予想されたのであり、桂・原の政權授受交渉は、講和をいかにして乗り切るかを大きな課題とするものとなった。

翌三十八年四月一六日の桂との会談では、桂は「自分の退くは戦後経営の案にて退きたし」、「又戦後経営の案にて退くに就いても内々相談の上にて何等かの反対条項を定め、其反対に困りて退きたし」と、辞職の方法まで打ち合わせている。これに対して原は、桂と政友会との「連合内閣は出来ぬか」というが、桂も講和への国民の不満を考えれば、「夫れは到底行なわれず不得策なり」と答えている。そして、最大の問題である元老対策に対しては、伊藤・井上にはすでに内話したが、「山県には未だ内話せざれども其時に至らば異論はなかるべし、若し異論



日露講和、日露両全権の小村（向う側右から3人目）とウイッテ（右側手前から3人目）

あるも自分は之を論ずべし」と自信の程を示していた
（前掲「原敬日記」明）
（治三八年四月二十六日）。

七月二五日に原は憲政本党の大石正巳から両党で「連合内閣」の組織を政府に申し込むという提案を受けるが（前掲「原敬日記」明）、もはや原にとつては桂との関係の方が優先していた。ポーツマス講和会議は八月一〇日より開かれたが、その直後の八月一四日、桂と会って西園寺「後継内閣」を確認する。ここでは桂の退陣の時期が話し合われ、桂はポーツマス「講話談判結了したる後之を辞するか、又は通常会を終りて後ち辞するか二途ある」と語るので、そこで原は「政友会は如何なる條約成立するも率先して賛成の意を表明すべし」と約束し、桂は「西園寺の都合次第」で辞職する、と返事した。ここで「政党内閣と称する事の不可、連立内閣の不可、黒幕ある代表者の類にて組織する事の不可等」が確認されている。また二二日の原・桂会談では、山県には平田東助から伝えること、山本

海相に次の「内閣組織などという考」えなきこと、後継内閣の人事、憲政本党との「連合」はないことなどが話し合われていた（前掲『原敬日記』明治三十八年八月一日、二二頁）。

講和交渉は、賠償金なし、割地は南樺太だけということで妥結し、九月一日休戦議定書が調印されたが、桂・原が予想したとおり、国内からは反対の声が巻き起こった。そして九月五日の講和条約調印の日には、反対運動は焼打ち事件にまで発展していった。しかしそうした講和をめぐる国内の動揺は、桂・原が秘密のうちに積み上げてきた政権授受交渉の実現の過程を、「変革」するまでには至らなかった。

秋山定輔の露探事件

第二〇回帝国議会で起こった、ひとつの悲喜劇がある。

二六新聞社の社長で、衆議院議員でもあった秋山定輔が、露探（ロシアのスパイ）として衆議院で糾弾されたのである。なにひとつ確実な証拠もないのに、秋山はスパイだと疑われ、桂首相・芳川内相まで「露探タルトノ嫌疑ハ充分之ヲ懐ク」という談話を寄せている。

秋山が疑われた原因は、「明治三十六年六月十七日、二六新報が発表シタル日露協商議定書ト題スル号外ハ其出所ニ付、今日迄探査シタルモ之ヲ発見セザルノミナラズ、

縦令虚構シタルモノトスルモ、該議定書ノ如キハ充分ナル外交的専門ノ知識ヲ有スルモノニ非レハ之ヲ為ス能ズシテ、通常新聞記者ノ手腕ニ非ストハ一般ノ定評」といった点や、「秋山氏ノ生活費・遊蕩費并ニ二六新報ノ損失金ヲ調査スルニ、選挙費・結婚費等ノ臨時費ヲ除キ、一ヶ月大約五六千円ニ達ス、而モ金銭ノ出所ハ遂ニ之ヲ知ルニ由ナシ」といった、まったく間接的な点ばかりである。また秋山が直接スパイだとされたのは、三十七年三月一六日の『二六新報』の記事で、「内閣弾劾問題」と題して桂内閣の軍債募集を批判したのが利敵行為だとするものである。そこで、三十六年六月の「日露協商議定書」な

るデマ記事の出所まで疑われたのである。

そして、三七年三月二三日の衆議院本会議で、甲辰俱樂部（元政友会）の小川源一の緊急動議によって、憲政本党の肥塚龍を委員長として、政友会の元田肇ら一八名の委員による「秋山定輔君に関する調査委員会」が設けられる。しかし、三回にわたる「秘密会議」がもたれたが、ついに秋山をスパイと断定する証拠を、なにひとつとしてみつけることができなかった。それでも「委員会

ハ、本院議員秋山定輔君ハ露国ノ間諜タル確實ノ証拠ヲ発見セズト雖モ、同君一身ノ利益ヲ図ルガ為ニ帝国ノ利益ニ反シ、露国ニ利益ナル行動アリシコトハ之ヲ認ム」と決議した。三月二六日の衆議院では、これに「衆議院は議員秋山定輔君に、同君が主宰する二六新報本月十六日発兌内閣弾劾問題に対する論説に關し、自ら処決せられんことを望む」という決議を加えて、秋山を辞職させている。

——主要参考文献・史料——

立憲政友会『政友』明治三四―三七年（復刻版第二・三・四・五卷）昭和五五年 柏書房

徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』乾・坤卷 大正六年 故桂

公爵記念事業団

小林雄吾『立憲政友会史』第一・二卷 大正一三年 立

憲政友会出版局

大津淳一郎『大日本憲政史』第五卷 昭和二年（昭和四五年 原書房）

『桂太郎自伝』卷三・四・五『明治史料』七・一一号 昭

和三五・七年 明治史料連絡会

なお福地源一郎自筆稿本『故内閣総理大臣 桂太郎自伝』（京都大学人文科学研究所蔵）を参照。

原奎一郎『原敬日記』第一・二卷 昭和四〇年 福村出版

古屋哲夫『日露戦争』昭和四一年 中央公論社

升味準之輔『日本政党史論』第二卷 昭和四一年 東京

大学出版会

那須宏『帝国主義成初期の天皇制』昭和四九年 風媒社

山本四郎『初期政友会の研究』昭和五〇年 清文堂

宇野俊一「第一次桂内閣」『日本内閣史録』第一卷 昭和
五六年 第一法規出版

増田知子「一九〇〇年体制の確立」『日本歴史大系』4
昭和六二年 山川出版